会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号(9月9日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
承認第3号の上程、説明	9
議案第39号の上程、説明	9
議案第40号の上程、説明	10
議案第41号の上程、説明	11
議案第42号の上程、説明	13
議案第43号の上程、説明	13
議案第44号の上程、説明	14
議案第45号の上程、説明	15
認定第1号の上程、説明	15
認定第2号の上程、説明	18
認定第3号の上程、説明	19
認定第4号の上程、説明	21
認定第5号の上程、説明	22
報告第6号の上程、報告	23
報告第7号の上程、報告	23
報告第8号の上程、報告	23
散会の宣告	24
第 2 号(9月10日)	
開議、散会の日時	25
出席議員	25

欠席議員	25
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	25
事務局出席者	25
議事日程	26
開議の宣告	27
一般質問	27
大 城 佐 一 議員	27
平 良 嗣 男 議員	35
新 城 一 智 議員	41
前 田 孝 議員	43
宮 城 辰 德 議員	48
安 里 重 和 議員	50
散会の宣告	51
第 3 号(9月11日)	
開議、散会の日時	53
出席議員	53
欠席議員	53
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	53
事務局出席者	53
議事日程	54
開議の宣告	55
承認第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	55
議案第39号の質疑、委員会付託	58
議案第40号の質疑、委員会付託	58
議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	58
議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	58
議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	59
議案第44号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	59
議案第45号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	60
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	60
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	65
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	66
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	66
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	66
諸般の報告	
休会について	68
散会の宣告	68

第 4 号(9月19日)

開議、閉会の日時	69
出席議員	
欠席議員	69
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	69
事務局出席者	69
議事日程	70
開議の宣告	71
議案第39号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	71
議案第40号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	72
議案第 4 1号 \sim 議案第 4 5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	73
認定第 1 号~認定第 5 号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	77
決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	80
陳情第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	81
陳情第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	83
決議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 \cdots	84
決議案第 5 号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	85
意見案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	87
閉会の宣告	89
署名議員	89

平成25年第6回定例会会議録(会期日程表)

開会 平成25年9月9日

会期11日間

閉会 平成25年9月19日

月日	曜日	会議別	開議時間	日 程
				会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付
9月9日	月	本会議	午前10時	託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・
				報告 3 件
9月10日	火	本会議	午前10時	一般質問
				承認第3号質疑・委員会付託省略 (即決)
				議案第39号質疑・経済建設常任委員会付託
		本会議	午前10時	議案第40号質疑・総務常任委員会付託
9月11日	水			議案第41号~第45号質疑・予算審査特別委員会付託
				認定第1号~第5号質疑・決算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第41号~第45号予算審查特別委員会
		安貝云	一夜1時30万	(説明~採決)
			午前10時	議案第40号総務常任委員会 (説明~採決)
			十月11044	陳情第13号総務常任委員会 (検討~採決)
9月12日	木	委員会		議案第39号経済建設常任委員会 (説明~採決)
			午後1時30分	陳情第10号及び第12号経済建設常任委員会
				(検討~採決)
9月13日	金	委員会	午前10時	認定第1号~第5号決算審査特別委員会
3月13日	並.	安貝云	上40110144	(説明~検討)
9月14日	土	休 会		
9月15日	月	休 会		
9月16日	月	休 会		
9月17日	火	委員会	午前9時	現地視察
0 8108	-10	壬巳人	左关10时	認定第1号~第5号決算審査特別委員会
9月18日	水	委員会	午前10時	(検討~採決)

月日	曜日	会議別	開議時間	日 程							
				議案第39号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討							
				論、表決							
				議案第40号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、							
				表決							
				議案第41号~第45号予算審查特別委員会委員長報告、							
			午後3時	質疑、討論、表決							
9月19日	木	本会議		認定第1号~第5号決算審査特別委員会委員長報告、							
				質疑、討論、表決							
				陳情第10号及び第12号経済建設常任委員会委員長報告							
				(陳情)、質疑、討論、表決							
				陳情第13号総務常任委員会委員長報告(陳情)、質							
				疑、討論、表決							
				意見書等の処理 (閉会)							

会期日数 11日間 本会議日数 4日間 委員会日数 5日間 休会日数 3日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件名	陳情者氏名	付託委員会
10	平成25年7月10日	県産品の優先使用について (要請)	公益社団法人沖縄県工 業連合会会長 外4件	経済建設常任委員会
11	平成25年8月6日	地球社会建設決議に関する陳情書	荒木 實	議員配布
12	平成25年8月14日	「森林吸収源対策及び地球 温暖化対策に関する地方財 源確保のための意見書採択 に関する陳情について(ご 依頼)	全国森林環境税創設促 進議員連盟 会長 板垣一徳	経済建設常任委員会
13	平成25年8月20日	北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請決議について(依頼)	北部町村議会議長会 会長 安和敏幸	総務常任委員会



平成25年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成25年9月9日

- 1. 開会、散会の日時
 - 開 会 (平成25年9月9日 午前10時02分)
 - 散 会(平成25年9月9日 午前11時06分)
- 2. 出席議員(10名)

1番議員	大	城	佐	_	6番議員	前	田		孝
2番議員	新	城	_	智	7番議員	安	里	重	和
3番議員	平	良	英	勝	8番議員	具語	志堅	朝	秀
4番議員	東		武	久	9番議員	亚	良	嗣	男
5番議員	宮	城	辰	德	10番議員	金	城		勇

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村		長	島	袋	義	久	建設環境課長 大 嶺	実
副	村	長	Щ	城	清	臣	会 計 課 長 宮 城 博	後
総務村史	5 課 長 編纂室	兼	島	袋	幸	俊	教 育 長 友 寄 景	善善
財	务 課	長	山	城	文	子	教育課長 新城	寛
住民	福祉調	長	大	城		武	選挙管理 島袋幸	* 俊
企画	観光調	長	Щ	城		均	農業委員会 宮 城 久局	、美子
産業	振興調	長	宮	城		豊	監査事務局長 神 里 富	松松

- 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。
 - 事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程(第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
6	議 第 3 9 号	兼久橋橋梁掛替工事請負契約について	提案説明
7	議 案 第 4 0 号	大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議 第 4 1 号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)	提案説明
9	議 案 第 4 2 号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	提案説明
10	議 案 第 4 3 号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	提案説明
11	議 案 第 4 4 号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	提案説明
12	議 案 第 4 5 号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	提案説明
13	認 定第 1 号	平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
14	認 定第 2 号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	提案説明
15	認 定第 3 号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について	提案説明
16	認 定 第 4 号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	提案説明
17	認 定 第 5 号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	提案説明
18	報告第6号	平成24年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
19	報 告 第 7 号	平成24年度決算に基づく資金不足比率について	報告

日程番号	事	件番	:号	件名	摘	要
20	報第	8	告号	平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	報	告

◎開会及び開議の宣告

O 議長(金城 勇) おはようございます。

ただいまから平成25年第6回大宜味村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

(午前10時02分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長(金城 勇) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 東 武久議員及び5番 宮 城辰徳議員を指名します。

◎会期の決定

O 議長(金城 勇) 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月19日までの11日間に決定しました。

◎諸般の報告

O 議長(金城 勇) 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りました とおり提出されております。

次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますので、お目通しください。 これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

O 議長(金城 勇) 日程第4 行政報告を行います。

村長から申し出がありました。これを許します。

村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) おはようございます。平成25年第6回大宜味村議会定例会を招集いたしました ところ、全議員の御出席のもと開会できますことを皆さんに感謝を申し上げたいと思います。御審議の ほどをよろしくお願いいたします。

それでは行政報告を行いますが、その行政報告につきましては、平成25年6月から8月までの主な活動及び平成25年4月から8月までの入札結果につきまして、別紙にてお手元にお配りしてございますので、お目通しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

これで行政報告を終わらせていただきます。

O 議長(金城 勇) これで行政報告を終わります。

◎承認第3号の上程、説明

O 議長(金城 勇) 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 本件について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により これを報告し、承認を求める。

> 平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

〇 議長(金城 勇) 財務課長。

(山城文子財務課長 登壇)

O 財務課長(山城文子) 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて説明いたします。

現在、結の浜公園整備事業が行われていますが、公園敷地内に電柱が立っているため事業執行に支障を来していて、電柱の移設を早急に行わなければならなくなり、その移設費用409万7,000円の補正を議会を招集する時間的余裕がないため、平成25年8月14日地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分にて補正をしています。

説明を終わります。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第39号の上程、説明

O 議長(金城 勇) 日程第6 議案第39号 兼久橋橋梁架替工事請負契約についてを議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第39号 兼久橋橋梁架替工事請負契約について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96 条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 兼久橋橋梁架替工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金56,700,000円

4 契約の相手 住 所 大宜味村字白浜442番地657

商 号 有限会社 山城建設

氏 名 代表取締役 山城 昇

平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要するため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしく御審議お願いいたします。

O 議長(金城 勇) 建設環境課長。

(大嶺 実建設環境課長 登壇)

O 建設環境課長(大嶺 実) それでは議案第39号の補足説明をさせていただきます。

兼久橋橋梁架替工事の請負契約について。村道大宜味大兼久線に架設されている橋梁、兼久橋は竣工から約45年の経過をしており、橋桁はコンクリートのひび割れと、鉄筋露出が著しく、全体に剥離が進行している状況であり、損傷が非常に大きく、早急な架けかえが必要である。橋梁の架けかえを行い、地域交通の安全確保と利便性の向上を図ることを目的に実施するものであります。

事業名、平成25年度社会資本総合整備事業。工事名、兼久橋橋梁架替工事。工事場所、大宜味村字大兼久地内。工事概要、橋梁架けかえ、プレキャスト、ボックスカルバート、L=7.7メートル、W=6.2メートル、H=4.73メートル。ボックスカルバートの詳細は工事内で製作を行い、下段6個、上段6個の現場を搬入し、クレーン車によりつり上げ設置を行い、12個のボックスカルバートを組み立てる連結工法でございます。車道幅員は5メートルであります。主な工種は土工一式、管渠工一式、擁壁工一式、附帯工一式、架設工一式のうち、ボックスカルバートを設置するために土留め及び水の浸入対策が必要なことから、鋼矢板101枚を打ち込みます。撤去復旧工は一式となっております。予定工区といたしまして、平成25年9月25日から平成26年2月28日までの工期となっております。

なお、平面図を添付しておりますので、参照していただきたいと思います。 以上で補足説明を終わります。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、説明

O 議長(金城 勇) 日程第7 議案第40号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例を議 題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第40号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例 上記の議案を別紙のとおり提出する。

> 平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

提案理由

大保ダム完成による文言の整理及び財政整備のため処分した基金を積立てに戻すための条項が必要なため、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

〇 議長(金城 勇) 財務課長。

(山城文子財務課長 登壇)

○ 財務課長(山城文子) 議案第40号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例。

これは、財産形成基金条例を見直したときに、大保ダム用地として売却する村有地の売却益とか、第 2条に大保ダム用地売却益の80%とか、大保ダムの関連が入っているんですが、大保ダムはもう既に完成いたしているものですから、文言の整理と3月28日の臨時議会のときに、財産形成基金を一時取り崩しという形で、皆さんの前でお返ししますということだったんですけれども、戻す条項がなくて4億3,000万円そのまま手持ちになっているものですから、返す条項がなくて戻しようがなくて、この条例をつくらないと財政形成基金に戻すことができなくて、このための条例改正になっております。またこの条例は、一般寄附がもしありましたときに、個人が私の寄附は財産形成基金に寄附したいといったときに、項目がないものですから受け入れることができなくて、その整備も兼ねて提案しております。

O 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第41号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第8 議案第41号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。 本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第41号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算(第4号) 平成25年度大宜味村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億4,161万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,966万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いします。

〇 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) それでは説明いたします。

議案第41号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)の概要を説明いたします。 今回の補正額は10億4,161万1,000円の増額補正でございます。 歳入の主な概要を説明いたします。それでは予算書の1ページをお開きください。

9 款地方交付税 1 億2, 454万5, 000円の増額ですけれども、これは普通交付税確定によるものでございます。

13款国庫支出金3,268万円の増額でありますけれども、これは主に災害復旧費国庫補助事業費追加分と補助率の増によるものでございます。

14款県支出金1,590万9,000円の増額でありますけれども、主に多言語観光案内整備事業分の増によるものでございます。

17款繰入金4億3,000万円の増額ですけれども、財政調整基金取り崩しの増額分によるものでございます。

18款繰越金4億6,041万円の増額ですけれども、決算による前年度繰越金によるものでございます。 19款諸収入452万4,000円の増額ですけれども、主に介護保険清算償還金によるものであります。 20款村債2,671万1,000円の減額ですけれども、主に臨時対策費の減額分によるものであります。 以上が歳入の主な概要でございます。

続きまして、歳出の主な概要を説明いたします。それでは予算書2ページをお開きください。

2款総務費2,602万5,000円の増額ですけれども、主なものとしては大宜味村地域防災計画等作成業務、 それから農業委員会プレハブ修繕、包括支援センター解体工事、屋古押川線道路橋梁整備事業計画策定 業務によるものでございます。

4款衛生費221万6,000円の増額ですけれども、主に歯科診療費の増によるものでございます。

6 款農林水産業費384万8,000円の増額ですけれども、主に農業者戸別所得補償制度、造林費、水産振 興費の増によるものでございます。

7款商工費926万1,000円の増額ですけれども、主に一括交付金事業変更分の減と観光案内サイン事業 分の増によるものでございます。

8 款土木費617万5,000円の増額でありますけれども、主に道路維持費修繕費の増額、謝名城線のり面落石除去工事費の増によるものでございます。

10款教育費60万9,000円の増額ですけれども、主に人事異動による増減分と小学校費の修繕費の増によるものでございます。

11款災害復旧費1,173万1,000円の増額でありますけれども、土木災害復旧工事に伴う委託料工事請負費の増によるものでございます。

13款諸支出金8億7,520万6,000円の増額ですけれども、財政調整基金積立金4億4,520万6,000円の増、 財産形成基金への積立金4億3,000万円の増によるものでございます。

14款予備費1億542万4,000円の増額でございます。

以上が歳出の主な概要でございます。

なお、5ページには地方債の補正分を記載しています。限度額2億3,780万円から2億1,108万9,000円になっております。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

O 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第42号の上程、説明

O 議長(金城 勇) 日程第9 議案第42号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を 議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第42号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 平成25年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,519万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,694万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

> 平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

〇 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 説明いたします。

議案第42号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の概要について説明いた します。

歳入は、4款国庫負担金622万1,000円、12款、前年度の繰越金5万5,897万8,000円の増額、合計6,519万9,000円の増額でございます。

歳出は、1 款総務管理費250万7,000円の増額、2 款保険給付費3,549万3,000円の増額、3 款後期高齢者支援金等2,284万9,000円の増額、4 款前期高齢者納付金等11万1,000円の減額、6 款介護納付金111万3,000円の増額、11款諸支出金、償還金及び還付加算金の644万9,000円の増額、12款予備費1,689万円の、計6,519万9,000円の増額でございます。

なお、詳細については、委員会等で担当課長等から説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお 願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第43号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第10 議案第43号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を 議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

〇 村長(島袋義久) 議案第43号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) 平成25年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ554万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,507万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

> 平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いします。

〇 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

O 副村長(山城清臣) 説明いたします。

平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要について説明をいたします。 歳入は、4款、前年度の繰越金554万3,000円の増額でございます。

歳出は、1款簡易水道管理費593万4,000円の増額で、4款予備費39万1,000円の減額となっております。

なお、詳細については、委員会等で課長等から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いい たします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第44号の上程、説明

O 議長(金城 勇) 日程第11 議案第44号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算 を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第44号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) 平成25年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,453万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

> 平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いします。

〇 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 説明いたします。

議案第44号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の概要について説明を

いたします。

歳入は、4款、前年度の繰越金85万3,000円の増額で、歳出は、1款、公共下水道事業管理費29万1,000円、4款予備費56万2,000円となっております。

なお、詳細については、委員会等で担当課長等から説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

O 議長(金城 勇) 日程第12 議案第45号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算 を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第45号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) 平成25年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,748万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表歳入歳出予算補正」による。

> 平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いします。

〇 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 説明いたします。

議案第45号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要について説明をいたします。

歳入は、5款、前年度の繰越金7万5,000円の増額で、歳出は、4款予備費7万5,000円の増額でございます。

なお、詳細については、委員会等で担当課長等から説明させますので、よろしく御審議のほどお願い いたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第13 認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

〇 村長(島袋義久) 認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度大宜味村一般会計歳入

歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いします。

〇 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

O 副村長(山城清臣) 説明いたします。その前に、説明書の33ページをお開きください。少し長くなりますけれども、よろしくお願いいたします。

認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について。

それでは認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。なお、内容説明の前に、今回の認定提案に至る経過を簡単に御説明いたします。

平成25年7月17日に大宜味村会計管理者から村長あてに、平成24年度の一般会計及び特別会計の歳入 歳出決算書が提出されました。

村長は、同日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、平成25年8月28日付で一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査並びに定額資金運用、基金運用状況調書審査意見書の提出がありましたので、今議会に、平成24年度の決算認定をお願いするところでございます。

それでは内容の概略を御説明いたしたいと思います。なお、この認定書の構成を簡単に説明いたしますと、これは歳入歳出が主になっておりまして、歳入の内容は決算書の6ページから22ページに記載してあります。それから歳出の内容は23ページから65ページに記載してございます。その後、参考調書といたしまして、実質収支に関する調書を66ページに掲載してあります。財産に関する調書を67ページから68ページに掲載しております。そのほか、基金管理状況あるいは各課別の主要な成果表を添加しておりますのでよろしくお願いをいたします。

決算書の66ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

この中で歳入総額41億1,035万2,047円、歳出総額34億9,274万4,144円となり、翌年度へ繰越すべき財源として1億2,719万7,000円がありまして、実質収支額は4億9,041万903円となっております。

歳入概要、主な款で御説明いたします。決算書の1ページをお開きください。

1 款村税ですけれども、調定額 2 億339万2,656円に対しまして、収入済額 1 億6,937万3,847円となり、収納率で対前年度1.4%減の83.3%でございます。なお、収入全体に対する割合は4.1%を占めております。不納欠損額については1,416万3,564円となっております。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金は、それぞれ調定額と同額の収入となっております。

9 款地方交付税ですが、この地方交付税は村財政の主要な財源となっており、調定額が15億7,704万7,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に対する交付税の割合は36.7%を占めております。

決算書の2ページをお開きください。

11款分担金及び負担金ですが、調定額1,597万7,210円に対しまして、収入済額1,577万7,660円となり、収納率98.8%となっております。

12款使用料及び手数料ですが、調定額5,211万7,555円に対しまして、収入済額4,246万3,906円となり、収納率で対前年度1%増の81.5%となっております。

13款国庫支出金ですが、調定額7億7,841万1,189円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は18.9%となっております。

14款県支出金ですが、調定額2億4,631万5,923円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は6%となっております。

15款財産収入ですが、調定額8,471万529円に対しまして、収入済額3,740万1,362円となり、収納率45.2%となっております。

16款寄附金ですが、調定額と同額の収入となっております。

17款繰入金ですが、調定額6億9,350万9,000円に対しまして、収入済額も同額で、収入全体に占める割合は16.9%となっております。

18款繰越金ですが、調定額1億6,160万9,036円に対しまして、収入済額も同額となっております。

19款諸収入ですが、調定額1億8,983万2,679円に対しまして、収入済額9,694万6,089円となり、収納率で対前年度3.5%減の51.1%となっております。

決算書の3ページをお開きください。

20款村債ですが、調定額3億300万4,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。

歳入の調定総額42億9,441万9,812円に対しまして、収入済額41億1,035万2,047円となり、収納率で対前年度1.9%増の95.7%となっております。

決算書の4ページをお開きください。歳出の概要を説明いたします。

1 款議会費ですが、予算現額6,381万4,000円に対しまして、支出済額6,351万568円となっており、執行率99.5%となっております。

2款総務費ですが、予算現額5億3,475万7,000円に対しまして、支出済額5億1,575万3,013円となっており、長寿と癒やしの森整備計画策定事業外2件の繰越事業がありまして、執行率は96.4%となっております。

3 款民生費ですが、予算現額 6 億3, 400万1, 000円に対しまして、支出済額 6 億2, 769万278円となっており、執行率が99%となっております。

4 款衛生費ですが、予算現額 3 億2, 240万8, 000円に対しまして、支出済額 3 億1, 909万4, 500円となっており、執行率が99%となっております。

6 款農林水産業費ですが、予算現額2億9,542万1,000円に対しまして、支出済額2億8,457万9,587円となっており、執行率が96.3%となっております。

7款商工費ですが、予算現額18億9,595万3,000円に対しまして、支出済額6億549万3,725円となっており、大宜味村企業支援施設整備事業外1件の繰越事業がありまして、執行率が31.9%となっております。

8 款土木費ですが、予算現額 2 億4, 423万3,000円に対しまして、支出済額 1 億8,943万461円となっており、地方改善施設整備事業外 3 件の繰越事業がありまして、執行率が77.6%となっております。

決算書の5ページをお開きください。

9款消防費ですが、予算現額1億7,000万9,000円に対しまして、支出済額1億4,050万9,000円となっており、東村分遣所機能高度化事業の繰り越しがありまして、執行率が82.8%となっております。

10款教育費ですが、予算現額 2 億5, 268万4, 000円に対しまして、支出済額 2 億4, 761万5, 944円となっており、執行率が98%となっております。

11款災害復旧費ですが、予算現額2億8,729万円に対しまして、支出済額1億5,609万2,744円となっており、農林水産施設災害復旧事業外1件の繰越事業がありまして、執行率が54.3%となっております。12款公債費ですが、予算現額2億5,703万1,000円に対しまして、支出済額2億5,655万4,321円となっており、執行率が99.8%となっております。

13款諸支出金ですが、予算現額8,655万2,000円に対しまして、支出済額8,642万円となっており、執行率が99.8%となっております。

歳出予算現額の総額55億1,079万1,000円に対しまして、支出済額の総額34億9,274万4,144円となり、 全体の執行率は63.4%となっております。なお、15億331万7,000円は翌年度繰越額となっております。 以上で説明を終わりますけれども、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させていただき ますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第2号の上程、説明

O 議長(金城 勇) 日程第14 認定第2号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 認定第2号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いします。

〇 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

〇 副村長(山城清臣) 説明をいたします。

それでは説明資料38ページをお開きください。決算書は19ページでございます。

認定第2号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、その内容を御説明いたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額6億8,098万1,421円、歳出総額6億1,600万3,382円、歳入歳出差引額6,497万8,039円となり、実質収支額も同額となっております。

決算書、1ページにお戻りください。歳入の概要を説明いたします。

1 款国民健康保険税ですが、調定額8,840万2,300円に対しまして、収入済額6,078万8,562円となり、収納率68.8%で、収入全体に占める割合は8.9%となっております。なお、368万4,800円を不納欠損としております。

4款国庫支出金ですが、調定額2億2,168万3,500円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は32.6%となっております。

5 款療養給付費交付金ですが、調定額4,366万3,654円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は6.4%となっております。

6 款前期高齢者交付金ですが、調定額5,719万2,880円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は8.4%となっております。

7 款県支出金ですが、調定額4,125万4,480円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は6.1%となっております。

9 款共同事業交付金ですが、調定額1億1,039万8,747円に対しまして、収入額も同額となり、収入全体に占める割合は16.2%となっております。

11款繰入金ですが、調定額9,202万1,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は13.5%となっております。

決算書、3ページをお開きください。歳出の概要について説明をいたします。

1 款総務費ですが、予算現額347万2,000円に対しまして、支出済額306万8,786円となり、執行率は88.4%となっております。

2 款保険給付費ですが、予算現額 4 億1, 190万9, 000円に対しまして、支出済額 3 億9, 955万6, 980円となり、執行率は97%でございます。

3 款後期高齢者支援金等ですが、予算現額6,446万9,000円に対しまして、支出済額6,440万7,803円で ございます。

6 款介護納付金ですが、予算現額3,694万2,000円に対しまして、支出済額3,694万1,190円となっております。

7 款共同事業拠出金ですが、予算現額 1 億430万3,000円に対しまして、支出済額9,651万7,383円となっております。

決算書、4ページをお開きください。

歳出予算現額の総額6億3,900万5,000円に対しまして、支出済額の総額6億1,600万3,382円となり、 全体の執行率は96.4%となっております。

詳細につきましては、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第3号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第15 認定第3号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決 算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 認定第3号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度大宜味村簡易水道事業 特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

> 平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いします。

〇 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 説明いたします。

それでは議案説明書の40ページをお開きください。決算書は7ページでございます。

認定第3号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明いたします。

実質収支に関する調書ですけれども、歳入総額1億7,051万8,621円、歳出総額1億6,097万5,350円、 歳入歳出差引額954万3,271円となり、実質収支額は954万3,271円となっております。

歳入の概要を説明いたします。

1 款使用料及び手数料ですけれども、調定額6,208万5,733円に対しまして、収入済額6,108万6,830円となり、収納率は98.4%となっております。なお、収入全体に占める割合は35.8%となっております。

2款国庫支出金ですけれども、調定額707万6,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は4.1%となっております。

3 款繰入金ですけれども、調定額8,059万9,000円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に 占める割合は47.3%となっております。

4 款繰越金ですが、調定額481万6,293円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は2.8%となっております。

5 款諸収入ですが、調定額1,344万498円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は7.9%となっております。

6 款村債ですが、調定額350万円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は 2.0%となっております。

続きまして、歳出の概要を説明いたします。

1 款簡易水道総務費ですが、予算現額7,341万1,000円に対しまして、支出済額6,987万5,140円となり、 主に修繕費の不用がありまして、執行率は95.2%となっております。

2 款簡易水道事業費ですが、予算現額1,062万3,000円に対しまして、支出済額1,061万4,050円となり、 執行率は99.9%となっております。

3 款公債費ですが、予算現額8,100万1,000円に対しまして、支出済額8,048万6,160円となり、執行率は99.4%となっております。

歳出予算現額の総額1億6,995万3,000円に対しまして、支出済額の総額1億6,097万5,350円となり、 全体の執行率は94.2%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させていただきますので、よろしく御審議の

ほどお願いいたします。

O 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第16 認定第4号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 認定第4号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

〇 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

〇 副村長(山城清臣) 説明いたします。

説明資料42ページをお開きください。決算書は7ページでございます。

認定第4号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、その内容を御説明いたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1,121万6,808円、歳出総額956万2,880円、歳入歳出差引額165万3,928円となり、実質収支額も同額となっております。

歳入の概要を説明いたします。

1 款使用料及び手数料ですが、調定額73万8,561円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は6.5%となっております。

3 款繰入金ですが、調定額815万3,000円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は72.7%となっております。

4 款繰越金ですが、調定額232万4,237円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は20.7%となっております。

5 款諸収入ですが、調定額1,010円に対しまして、収入済額も同額となっており、収入全体に占める割合は0.1%未満でございます。

歳出の概要を御説明いたします。

1 款公共下水道事業総務費ですが、予算現額682万円に対しまして、支出済額651万8,568円となり、 執行率は95.6%となっております。

3 款公債費ですが、予算現額304万5,000円に対しまして、支出済額304万4,312円となり、執行率は100%でございます。

歳出予算現額の総額1,094万円に対しまして、支出済額の総額956万2,880円となり、執行率87.4%と

なっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長等から説明をいたしますので、よろしく御審議のほど お願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第17 認定第5号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 認定第5号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成23年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いします。

〇 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 説明いたします。

説明資料44ページをお開きください。決算書7ページでございます。

認定第5号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、その内容を御説明いたします。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,716万5,662円、歳出総額3,689万98円、歳入歳出差引額27万5,564円となり、実質収支額も同額となっております。

歳入の概要を御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、調定額1,721万8,239円に対しまして、収入済額1,726万2,715円となり、収入全体に占める割合は46.4%となっております。

4款繰入金ですが、調定額1,878万9,000円に対しまして、収入済額も同額となっております。 歳出の概要を御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,686万6,000円に対しまして、支出済額3,665万6,740円となり、執行率は99.4%となっております。

歳出予算現額の総額3,744万6,000円に対しまして、支出済額の総額3,689万98円となり、全体の執行率は98.5%となっております。

なお、詳細につきましては、委員会で担当課長等から説明させていただきますので、よろしく御審議 のほどお願いいたします。

O 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第6号の上程、報告

○ 議長(金城 勇) 日程第18 報告第6号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 報告第6号 平成24年度決算に基づく健全化判断比率について

平成24年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号) 第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期 健全化基準以下であることを報告する。

平成25年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、下記の表及び次ページの平成24年度健全化判断比率審査意見書を添えてございますので、お目 通しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

〇 議長(金城 勇) これで報告を終わります。

◎報告第7号の上程、報告

○ 議長(金城 勇) 日程第19 報告第7号 平成24年度決算に基づく資金不足比率についてを議題 とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

〇 村長(島袋義久) 報告第7号 平成24年度決算に基づく資金不足比率について

平成24年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号) 第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下で あることを報告する。

平成25年9月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、下記の表、あるいは次のページに平成24年度資金不足比率審査意見書を添えてございますので、 お目通しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

〇 議長(金城 勇) これで報告を終わります。

◎報告第8号の上程、報告

O 議長(金城 勇) 日程第20 報告第8号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 報告第8号 平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成24年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告を別紙のとおり報告する。

平成25年9月9日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、平成24年度の事業報告及び決算報告書を別冊で添えてございますので、お目通しいただきたい と思います。よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○ 議長(金城 勇) これで報告の説明を終わります。

◎散会の宣告

O 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午前11時06分)

平成25年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成25年9月10日

- 1. 開議、散会の日時
 - 開 議(平成25年9月10日 午前10時00分)
 - 散 会(平成25年9月10日 午後2時15分)
- 2. 出席議員(10名)

1番議員	大	城	佐	_	6番議員	前	田		孝
2番議員	新	城	_	智	7番議員	安	里	重	和
3番議員	平	良	英	勝	8番議員	具記	三堅	朝	秀
4番議員	東		武	久	9番議員	平	良	嗣	男
5番議員	宮	城	辰	德	10番議員	金	城		勇

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	島	袋	義	久	建調	没環	境調	長	大	嶺		実
副村	長	Щ	城	清	臣	会	計	課	長	宮	城	博	俊
総 務 課 長村史編纂室	· 兼 逐長	島	袋	幸	俊	教	官	育	長	友	寄	景	善
財 務 課	長	山	城	文	子	教	育	課	長	新	城		寛
住民福祉調	長	大	城		武			管 書記	理是長	島	袋	幸	俊
企画観光調	長	Щ	城		均	農局	業多	委員	会長	宮	城	久美	善子
産業振興調	長	宮	城		豊	監	查事	務局	長	神	里	富	松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程(第2号)

日程番号	事件番号		件	名	摘	要
1		一般質問				

◎開議の宣告

O 議長(金城 勇) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○ 議長(金城 勇) 日程第1 一般質問を行います。 通告順により、発言を許します。

◇ 大 城 佐 一 議員

- 議長(金城 勇) 大宜味村立学校適正化総合基本計画の変更について、大城佐一議員。1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 大宜味村立学校適正化総合基本計画の変更について。

これまでに説明された大宜味村立学校適正化総合基本計画において、さまざまな課題も多くあり、納得できるような回答もないまま、予定地の変更を強行しようとしていることについてお伺いしたいと思います。今回は特にいろんな課題が整備されていない中で、特に津波対策と予定地の変更についてお伺いしていきたいと思います。

まず、津波対策についてです。これまでの説明でも津波対策については避難訓練のことだけで、具体的な津波対策の説明がなく、ますます不安があり、納得がいきません。東日本大震災で多くの尊い命が犠牲になり、その教訓をもとに、内閣府では既存の学校を高所に移すべきとの提言がなされています。そのことについて教育長は8月の臨時議会で、その低減をどう思うかとの同僚議員の質疑に、結の浜は津波小、塩屋小よりは高いとの答弁がされていました。本当に悲しい話ですね。大宜味村の教育長がこんな単純な発想しかできないということに大変落胆しております。なぜ、大津波危険想定区域への村民無視の移転計画なのか、それだけの防災津波対策の計画があってのことなのか。

2番目に、本村ならではの特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりを推進することで、本村の将来を担う子供たち及び村民のニーズに対応したよりよい教育環境を整備する目的で中学校用地に移転すると、これまで何度も自信ありげに答弁しておりますが、この中学校用地の予定地を十分に調査した中での教育委員会会議での決定だったのか、この北側ですね。その中で、今回新たに、もう奇想天外な計画で、また住民無視の計画に納得できるはずがない予定の変更を予定していますが、どういうことでこういう決定をしたのかお願いしたいと思います。

試長(金城 勇) 教育長。

(友寄景善教育長 登壇)

〇 教育長(友寄景善) まず最初に、大城佐一議員から教育委員長に対し、事前に通知のありました 一般質問通告書に対して、まずお答えさせていただきます。

大宜味村立学校適正化総合基本計画は、住民との意見交換及び説明を尽くした後、教育委員会議において、今年の2月、正式な決定に至りました。予定地につきましては、結の浜地区内とし、場所を特定してはおりません。質問通告書では、予定地を強行に変更しようとしているとのことでありますが、教

育委員会ではよりよい場所での教育環境の整備を図りたいため、村長に対し、結の浜土地利用計画の見直しについて要請してまいりました。結果的に土地利用計画が見直され、結の浜の中央部に学校用地が決定したということであります。

続きまして、それでは先ほどの御質問ですが、津波対策の説明が不十分ということでありますが、これは今後、設置を予定しております学校安全防災対策部会、仮でありますが、その中で津波に対する対策、例えば校舎のつくり、あるいは避難経路のつくり等をその部会で広く意見を聞いて防災対策に生かしていきたいというふうに、今のところ考えております。

それから魅力ある学校づくり等についての質問がありましたが、中学校と小学校を一体的に整備することによりまして、中学校から小学校への乗り入れ事業とか、児童生徒の継続した生徒指導等、さまざまな面でいい結果をもたらすものだと確信しております。そういう意味で中学校も小学校と一体化して、建設してまいりたいと考えております。

予定地についても、先ほど申し上げましたように、当初、素案の段階におきましては、結の浜の学校 用地ということでしてありますが、教育委員会議の決定に至る前に、よりよい学校の整備を図りたいと いうことで北側のほうから中央部に移したほうがよりベターだということで、村長に土地利用計画の見 直しをお願いしてきたところでございます。以上でございます。

北側の当初の場所でございますが、これは結の浜土地利用計画に、既に学校用地等が確保されておりまして、教育委員会としましても、行政の継続性から当然北側のほうへまず建設を予定するということで進めるのが普通というんですか、予定された土地に学校用地は当然考えるべきであると。その後でいるいる事情がありましたので、中央部のほうへ移転をお願いしてきたということです。

- 議長(金城 勇) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 毎回、この統合問題について、もう10回近く質問をしているんですが、まともな答弁は1回もありません。前回、前々回から、私はこの部会の決定を聞くんじゃなくて、教育長、あなたがどういう考えを持っているか、そういったものも聞きたいんです。何の、自分の考えもない、ただ何々部会任せ、こういったことで本当に大宜味村に立派な学校ができるのか。その辺、今日の答弁では具体的に教育長の考えとしての意見をはっきり答弁してください。

津波の対策についても、何の、一言も答弁していませんが、これは8月の臨時会であなたが、結の浜は塩屋小学校、津波小学校より高いと、ただ、こんな単純な気持ちで答弁されているんですが、もちろん塩屋小、津波小よりは高いですよ、だれが見ても。1ミリでも高ければ高いんですから。しかしですね、県の防災計画を見ると、これは教育長、あなたこれわかっておりますか、津波の最大浸水深というのは。あなた、結の浜は高いと言っているのですが、県の…、これはですね、前もって言っておきますが、沖縄県の津波被害想定検討結果について、これは沖縄県が大震災以降、第1回の検討委員会が2012年1月20日から、第4回は2013年1月28日までに4回の検討、5名のメンバー、5名とも琉球大学の工学部、理学部の教授、准教授、名誉教授、こういった5名の方々で4回にわたって想定した浸水深、これによると、この結の浜地区は大宜味村で一番危険な地域なんです。あなたが塩屋小、津波小より高いと言われているんですが、この研究からでた浸水深というのは、結の浜は5メートル、塩屋小学校は2メートルなんです。津波小学校でも約2メートル、これはわかっておりましたか。そういうこともわからないで、ただ高いということで、決定ということで、こういった大宜味村では被害が一番大きな危険地帯、結の浜は、このデータから見ると。喜如嘉小学校においては、体育館、校舎などはこの浸水深に

は全く入りません。大宜味小も奥のほうは低いんですが、前のほうはちょっと高いんですがね、ということは、全体的に4校を見ても、中学校はもちろん、ちょっとは高い位置にあるので、これも2メートルですかね。一番大宜味村では危険な地域なんですよ。このデータは検討委員会の中で、地震規模として、この大震災の前に想定したマグニチュード7.8から9と大きく設置したものなんですけれども。現にあるこういった津波の危険想定地域であるし、こういったものを十分調査検討し、本当に住民が納得できるようなデータを示してやることが第一じゃないかと思うんですけれども、もうみんな先、先に、こういった津波対策とか、あといろんな送迎の問題もあるし、供用の問題もあるんだけれども、十分、住民が納得しないまま設計委託も出す、こういうやり方で本当にいいのですか。この津波対策に対してはどう思うのか、これ今の話を聞いて。

あと、2番目の結の浜の問題に対しても、当初の予定地のことなんですが、教育長は今まで何度も、これは北側の話ですよ。あなたは自信ありげに、こっちは適当だと、教育委員会で決定したと、本当に自信ありげに言ったわけでしょう、あなたは。そしてああいう、水のたまった泥沼で現在のビオトープみたいなところで、本当に学校つくっていいのかという、この質問に対しても適当だからということで決定したと。こういう自信を持って言った理由も答弁しない。この理由を確実に述べてください。どういう調査をしてこっちに決定したのか、お願いします。

あと、突如出た結の浜の中央部への移転ですが、村長、この図面はごらんになりましたか。中央部への計画図面。教育長も見ていますよね、この図面。

〇 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前10時16分)

○ 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時18分)

○ 議長(金城 勇) 質問を継続してください。

○ 1番 (大城佐一) この図面はですね、教育委員会が平成25年1月17日付で村長あてに送ってある 文書、結の浜の土地利用計画の見直しについてということなんですが、1月17日に、中央部にこういう 立派な図面がでてきています。今の確認の中では、教育長はこの表とこれは関係ないという話をしていたんですが、実際にこの図面はいつできたのか。これは当初から添付されていたのか。その辺もちょっと疑問があります。そして教育委員会から1月17日に、この見直しの提出、図面を添付してやられております。それから総務課が見直しについてということで企画観光課に送ったのが、最初に送ったのが4月3日ですね。こういう3カ月の空白がある中で、そこにできたのが結の浜の公園スポーツ拠点整備計画、これは1月17日でもこういう立派な図面ができていますよね。この整備計画ができたのが3月なんですよ3月。この策定委員会とか村づくり住民検討会、庁内会議、庁議とかですね、住民検討会、いろいろ検討会を持ってきております。その中で一度たりとも中学校の中央部の移動については何の記述もありません。検討もされておりません。これですね、平成25年1月29日、これが最後の策定委員会、計画全般の確認、これをもってこれが印刷されたと思います。その中で、この最終的な策定委員会の中には副村長を初め、教育長、あと住民課長、企画観光課長、今の総務課長ですね、などもこの策定委員会に入っているわけなんです。にもかかわらず、この完成図、立派ですね、これね。私はこれ見て感動し

ました、こういうすばらしい多目的広場、交流広場ができたということは村民にとっては大変喜ばしいことと思います。しかしながら、せっかくできたこの整備計画、これには少しも中央部の位置の図面の表示すらありません。これはどういうことなのか。だから私が思うには、まだ中央部への、話もあったかもわかりませんが、この流れの中でこういったいろんな課内間の文書協議がなければ困るんじゃないかという、あわてふためいて作ったものじゃないかと私は思います。これに初めて、中央部に移転というのが7月23日の活性化センターでの学校用地の位置の変更ということで説明が、初めて7月23日に行われております。これまでも私たちは全くわかりませんでした。8月の臨時会になって初めてわかったんですが、そういったいきさつについて、村長、これから見ると、これは財産形成基金を崩してつくった約800万円、この中身は全部無駄になりますよ、ただの紙切れになります。全く違うんですから、これはでき上がったものと。その辺を村長として、本当にどう考えていらっしゃるのか。

教育長としては、この計画を、あなたが自信を持って北側と言ってきたことを、この中央部への変更。 その辺についてお伺いしたいと思います。

- 〇 議長(金城 勇) 教育長。
- 教育長(友寄景善) まず、津波について教育長の考えが全く見えてこないということがありましたけれども、教育委員会の方針、考え方というのは、教育委員の合議制でやるものでありまして、全体の意思を諮って、公表、答弁するのが筋だろうと思いますが、今回、教育長の私的な考え方としてちょっと述べさせていただきますが、学校の位置決定については、津波の条件だけで位置決定するものではないと考えています。あらゆる条件、交通、インフラ、そして山手のほうには大宜味村は土砂災害等も数多くあります。崖崩れ等もあります。そしてまた交通の面、さまざまな観点から考慮して学校の位置決定はなされるべきであろうと考えています。現にまた、結の浜に広大な土地がありますので、そういうふうな条件を考慮して位置決定したということで、もちろん津波も重要ではありますが、さまざまな観点から決定したということであります。

それで津波対策については、今後、基本計画、基本設計の作業を進めてまいりますので、校舎を建てる場合により高く建設するとか、あるいは後背地にすぐ裏山がありますので、道路もありますので、そこに通ずる避難道等を改設するなどして、津波対策についてはしっかりとまた皆さんの意見を聞きながら校舎設計を進めていきたいと考えております。

それから塩屋小、津波小よりも結の浜は高いということでありましたが、これはある新聞で、より危険な地域に学校移転をするのではないかというふうな趣旨の記事が載っておりましたので、私はあえて、危険な地域ではなくて、そこは津波小よりも高いんだと、危険な場所に建設するのではないというふうな思いから表現したものであります。

それから北側に決定ということなんですが、これはあくまでも先ほどから申し上げておりますように、 決定ではありません。学校用地として確保されておりましたので、当然、教育委員会としては北側を前 提に作業を進めてまいりました。途中で中央部のほうに学校用地を確保したほうがいいだろうというこ とで、結の浜の場所を特定することなく、結の浜地区内ということで教育委員会議では決定させても らっております。

図面等については、また課長のほうから答弁させたいと思います。

- O 議長(金城 勇) 教育課長。
- 教育課長(新城 寛) 大城佐一議員が述べております図面についてはですね、あくまでもイメー

ジ図で持っていっているものでございます。その図面については決定とか、そういうことではなく、や はり話し合いの中で図面があったほうがいいだろうと、そういうことで作成をして図面を提出している わけであります。以上です。

- 〇 議長(金城 勇) 村長。
- O 村長(島袋義久) それじゃあ、ただいま大城佐一議員から御指摘のありましたことにつきまして、 私のほうからは、議員もこの経緯について申し上げておりましたけれども、そのことについて再度説明 をしておきたいと。そして費用等については、また担当課長のほうで説明をさせたいと思いますので、 よろしくお願いします。

先ほど佐一議員からもありましたが、去る臨時議会で一定の説明を聞いたということでございますが、 改めて申し上げたいと思います。先ほどありましたように、平成25年1月17日に教育委員会から結の浜 中央部への学校用地の変更が可能か、検討依頼として、結の浜の土地利用計画の見直しについて要請が ありました。それを受け、平成25年4月19日及び6月24日に大宜味村重点施策内部検討委員会埋立土地 利用計画班会議を開催し、審議を行い、用地の変更の方向で全員の意思確認を行っております。村づく り検討委員会等への説明が必要であることを受けまして、6月10日開催の第3回庁議においては、村の 方針を確認し、村づくり検討委員会等へ説明会を開催する旨、確認を行っております。平成25年6月26 日に、教育委員会から再度事業スケジュール等を添付し、要請がありました。平成25年7月23日に大宜 味村村づくり検討委員会を開催し、学校用地移転の経緯、変更の理由、変更による影響等を説明し、村 としての方針に理解を得ることとともに、周辺環境整備も早目に行ってほしい旨の賛成意見をいただき ました。さらに結の浜公園スポーツ拠点整備計画策定委員会委員長からも同様の了承を得ております。 平成25年8月16日、第5回庁議を開催し、学校用地の変更については、交流広場の再検討等、懸念材料 が残るが、各会議における、将来を担う子供たちのため、よりよい教育環境づくりを整えることが最優 先であることを確認し、決定をいたしております。なお、県との事前調整を行い、平成25年8月16日付 で免許条件の変更について許可申請を行っているところでございます。予算についてよろしくお願いし ます。

- O 議長(金城 勇) 企画観光課長。
- **企画観光課長(山城 均)** それでは大城議員の大宜味村結の浜公園スポーツ拠点整備計画の策定 に係る予算等についてのお答えをしたいと思います。

まず、この計画につきましては、基本的なこととしまして、公園及びスポーツ拠点施設ということで整備計画を行っております。その概要としまして、内容としましては、多目的広場、小広場等、それから休憩施設、公園ですね、遊戯施設、あと体育館、テニスコート等の運動施設、それから供用施設とか野外ステージ、修景施設、あと護岸等の整備を含めた一体的な計画策定づくりでございます。その中に今回の学校施設等の変更に当たります交流スポーツ拠点施設広場ですね、その計画についての御質問ということでお答えしたいと思いますが、まず、この整備の基本的な形として、施設の整備に当たっては、まず高水準な施設の維持に係るコスト負担、日常的利用との調整の難しさが問題となるために、まず近隣市町村との機能分担を踏まえた、絞り込んだ形のスポーツ交流の拠点となる施設の整備を図るということで、多目的な広場という形の整備ということになっております。その整備は先ほど申し上げましたような、いろんな施設整備の一部という考えで予算の執行、委託の契約となっておりまして、業務すべてが無駄ということではなく、結の浜全体の整備計画を踏まえたうちの中の一部になりますが、スポー

ツ交流広場、そのほうが今回、学校施設との予定地の変更ということで、この策定されたいろんな方々の協力のもとに基づいて策定された計画書の中の一部として、表現として無駄というか、そういう計画された部分が白紙に戻るというような状況にはなりますが、すべてが無駄ということじゃなく、今後、見直しにおいても、これまでの整備、計画された部分が活用されるということで御理解をいただきたいと思います。

- O 議長(金城 勇) 1番 大城佐一議員。
- 〇 1番(大城佐一) この津波対策の件なんですが、私は初めに言ったんですが、また何々部会に検 討するという答弁で、本当に教育長としての考えはどういうふうに持っているのか、全くわかりません。 この県の津波被害想定検討会からは、こういうふうに最後の締めで書かれております。今回の津波浸水 予測図は東北地方太平洋沖地震による巨大津波を教訓に、将来、沖縄県で起こり得る最大クラスの津波 を想定し、その津波による浸水予測図を作成したものです。今回の想定津波が今後いつ発生するかは余 地できません。地震、津波は自然現象であり、地震、津波の発生時期や規模等は予測、余地が難しく、 不確実性を伴うものであるため、想定震源域と実際の震源域の違いによる、実際の津波の高さ、津波の 到達時間、浸水域分布などが予測結果と異なる可能性もあるので、このことに十分留意する必要があり ますと。そういった中で6月何日でしたか、この琉大の加藤先生がも新聞の投書で、やっぱり高台から 埋立地に学校を移設しようとするのは津波防災を考えるとあり得ないことである。学校での日常的な避 難訓練は極めて大切で、その重要性はどんなに強調しても強調され過ぎることはない。しかし、訓練よ りも、避難せずに済む高台移転のほうが優れていることは余りに明らかである。学校を海岸低地へ移設 してはならない。と、論壇でこういう投書もされているからなんです。教育委員会でも津波の避難訓練 はやるということでおっしゃっておりますが、しかし、この津波に対する避難訓練というのは、あくま でも避難訓練のための避難訓練であって、私もこの9月4日、これは全県一斉ですか、大宜味村全域 だったのか、9月4日に塩屋小学校の津波避難訓練の様子を一部始終見てまいりました。しかし、こう いう訓練は訓練のための訓練だからスムーズにいきます。子供たちも避難するときには手を引いて、に こにこ笑ったり、おしゃべりしながらやっております。あくまでも訓練の中の訓練であるからこういう ことになると思いますが、しかし実際に、いざ本当に地震が起こった、津波が来た、そのときに本当に 小学生が冷静に物事を考えてこういう行動ができますか。大人の私でさえ、いざというときにパニック 状態になったときがあります。これはちょっと話は余談になりますが、私的なことであるんですが、孫 の子守をして、泣き切れて、息がとまって、あわてふためいて救急車を呼びたいんだが、番号がわから ない。119番も忘れたんですよ。あと、この年齢も、4カ月の年齢を1歳児と言ったり、どういうふう に処置していいかわからない。心肺蘇生法の講習を私は2回も受けました。受けたんですが、いざとな ると何の役にも立たない、パニックになったら大人でもこういう状態になります。子供だったらなおさ ら泣きじゃくったり、本当にこういうスムーズな行動ができるのか。その辺も十分に考慮しないと、今、 村長からもあったとおり、子供たちのためによりよい環境づくりということでありますが、これは一番 の環境づくりは、こういった避難のための訓練のために、無駄な時間を充てなくていつでも、かんでも、 安全な、何の心配もない、高台に移すことで一番最適な、よりよい環境と私は思うんですが、いかがで しょうか。

それとあと1点、教育長には、その流れなんですが、この埋立地の変更の件、あなたは先ほどからいいことばかり言って、自分が言ったことは全然忘れていますね。これは平成24年の9月定例会です。私

の質問、結の浜に一体化計画ということは、これはいつごろから案があったのか、その辺をお伺いしま すという、この問いに対して、あなたは小学校も中学校と一体的に整備したいということでありまして、 村の土地利用計画ですね、結の浜に中学校用地の隣接する区域、中学校用地の隣接する区域に若干のス ペースがありましたので、そこを含めて、中学校に、その用地も含めて、小学校・中学校用地というこ とで使いたいということで村にお願いしたと。そして小学校・中学校用地として確保していただいてお りますということで、あなたは答弁されております。それから考えると、あくまでもこれは中央部じゃ なくて、この検討委員会の中に、このスポーツ拠点整備計画の中にでき上がったものに、この中学校用 地の隣接にあなたが答弁した言葉のとおり、こちらに交流広場がありました。そこはきちんと学校用地 というふうに直されております。これは多分、中央部じゃなくて、隣接する区域のことだと私は思って おります、全体的にですね、今までの流れから見ると。これはちゃんとこっちに、初めてこの学校用地、 交流広場から隣に学校用地ということで、ちゃんと書かれております。しかし、中央部に関しては全く 何の形跡もありません。そのところ、移設の中に、あなたはまたこの津波対策で、津波対策はどういう ことかという質問で、これは今年の3月の答弁で、津波対策なんですが、確かに埋め立てということで 非常に津波に対する心配も大変ありましたけれども、やはり総合的に判断して、メリット、デメリット として、完全に危険を除去するということは非常に難しいので、少しの危険性はちょっと考えるかなと 思うんです。少しの危険性はちょっと考えるかなと思うんですということで、教育委員会議のほうでこ の場所に、このときまではまだ中央部じゃないんですよ、今の北側なんですよ、そこに決定したと、そ ういうことを言っております。そしてこの、これは平成25年6月29日、教育委員会から結の浜の土地利 用計画の見直しについて要請書を村長に送っております。その中で変更の理由、もう大変ですね。でた らめがいっぱい書かれて、あまり言いたくないんですが、この中で、災害時と隣接の工場や村営団地、 さらに今後分譲地に入居者が入ってきます。近隣住民との協力やつながりが現予定地よりは容易にでき、 避難時における連携による被害を最小限に抑えることが可能ではないかと考えますという答弁がありま す。前の一般質問の答弁では、危険性はちょっと考えるかなということと、危険を最小限にとどめると いうことは、幾らかの犠牲はいいということなんですよね、あなたはね。これをどう思うのか。

そしてこの災害のマップ、今年も一般会計の補正予算に防災マップということがありますが、これは9月5日でしたか、北谷町の美浜地区のサンセットビーチにこの看板が立ったということで提示がありますが、これは北谷町からですね、こういった北谷町の防災マップというのをいただいたんですが、それにもきちんと、これは東日本大震災の遡上高の最高ラインはどこまで、沖縄県が示した浸水予測最大浸水想定ラインはどこまでということで、きれいにこれは分けてですね、あと一時避難ビル施設もきちんと指定されて、必ずこれは国のガイドラインに3階以上が望ましいという方針から、これを見ると全部4階、各ホテルとか、いろんな近くのマンションとか、全部4階以上に避難するようにということで、きれいなマップができ上がっております。こういった、ちゃんとした避難場所、避難経路、こういったものもきちんとでき上がって、説明して初めて、こういった統合についての話を進めていくのが筋じゃないかと思うんですが、どうですか。

〇 議長(金城 勇) 教育課長。

○ 教育課長(新城 寛) 先ほどの質問等ですね、高台がよいのかどうかということについては、津波については高台のほうがいい部分もあろうかと思います。先ほど教育長も答弁したように、全体的に考えて埋立地のほうにということで、教育委員会議の中で我々は決定してきているところです。高台に

おいてもメリット、デメリット、いろいろあろうかと思います。そこら辺を考えた上での埋立地に設置するということで決定しております。

あと1点、幾らかの犠牲はどうかと。その犠牲については、やはりゼロがよろしいわけです。犠牲者が出るということについて我々は想定するわけではなく、1人でも多くの人間が災害に巻き込まれないようにやっていくのが我々の務めでもあると思います。議員におっしゃっていただいた、やはり防災訓練、その中においても、今、訓練のための訓練というふうな形でされているかと思います。そこは重々反省をしながら、やはり毎日の訓練、それは必要だと思います。そこを御理解いただけないかと思っております。

あと1点、他市町村の防災マップ等があろうかと思いますが、現結の浜地区、そこにおいては3階建て、4階建ての建物が現在ありません。今回、我々が計画している学校校舎、そこにおいても基本計画をもとに、その中を我々も3階、4階、できることならば、学校でそのまま避難できるような状況をつくるとか、その部分についてはお金もかかろうかと思います。そこを、計画をちゃんと行い、平成28年4月の開校を目指して、我々は今、仕事を行っているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

- 〇 議長(金城 勇) 教育長。
- 教育長(友寄景善) 用地の変更の件についてでありますが、確かに当初は中学校用地として確保されておりました。小学校を統合して一体的に整備するということもありまして、中学校用地では十分面積が確保できないということもありまして、若干面積をふやすように村長のほうへはお願いしておりました。そうこうしているうちに、いろいろ議論している中で、やはり先ほどから申し上げておりますように、よりよい環境、よりよい条件のもとで学校はつくったほうがベターだと、百年の大計、将来に悔いを残さないためにも、いま一度、土地利用計画を見直して悔いが残らないようにということで、村長に依頼して、結果的に移ったということで、当然、行政の計画としては、当初計画したのがスムーズにいけばいいのでしょうが、いろいろその中で紆余曲折ありまして、いろいろまた意見を取り入れながら、参考にしながら、計画というものは変わっていくというのもありますので、今回はそのような形で当初の計画から最終的には計画が変更になったということでございます。
- 〇 議長(金城 勇) 1 番 大城佐一議員の質問は既に3回になりましたが、会議規則第5 5条のただしがきにより、特に発言を許します。
- 1番 (大城佐一) 先ほどですね、犠牲ということを思っていたんですが、やっぱり子供たちを優先に考えていることであれば、よりよい環境づくりをするためにも、本当にこの子供たちが後々で、本当によかったと、そういった環境づくりの中でできなければ、ただ、足早につくって、後々何かあったらどうするのかということでは大変困りますよ、これ。もう少し、これは本当に不十分なんですよ、説明はまだ住民には。教育長は十分にやったとあっちこっちで言っているんですが、全く納得していない人が今たくさんおりますよ。最終的な村民説明会の中でも反対の方がたくさんいたということを私は聞いております。私はこのとき参加できなかったんですが、そういう中でもいろんな経験をもとに反対した方がいっぱいいるということで、その辺を無視しないで、本当にみんなが納得して、これはもう50年、100年後にも、本当に大宜味の先輩たちは私たちのことを考えて、よりよい学校をつくったんだと、そういう誇れる学校づくりをぜひ、ただ単に一人のエゴのためにつくるんじゃなくて、村民みんなのために喜ばれる学校づくりを要望いたしまして、質問は終わりたいんですが、最後に教育長と村長に一言ず

つ、本当にこの結の浜のこの計画はスムーズに、安心して村民に十分納得された上での計画なのか、そ の辺を一言ずつ聞いて私の質問を終わりたいと思います。

- 〇 議長(金城 勇) 教育長。
- 教育長(友寄景善) 教育委員会の計画についてですが、これは平成18年ごろから地域住民で統合、 廃合についての話がありまして、教育委員会としましても、校区ごとの説明会等で住民に対するアン ケート調査、意見交換会等を行ってまいりました。ある地域からは早目に統合してくれというふうなこ ともあります。教育委員会としては、広く住民から意見を聞き、かつ説明をして、理解を求めながら時間をかけてやってきたつもりでありますし、児童生徒を持つ保護者からは早目にやってほしいと、今の ままでは大変だという声も聞いておりまして、そういうふうなことから教育委員会議で最終的に決定を しております。子供優先、津波の被害等について、議員おっしゃるように、今後、津波についても地震 の発生源によって時間的なもの、規模等あります。あらゆる津波を想定して学校をより安全な形でつく り、そしてまた避難経路についても安全、確実に速やかに避難できるような対策、村民の少しでも不安 に対してこたえるような、不安を軽減できるような施設をつくって、将来に誇れるような立派な学校建 築をしていきたいと思いますので、皆さんの御理解をお願いしたいと思います。
- 〇 議長(金城 勇) 村長。
- 村長(島袋義久) ただいま大城佐一議員の最後の質問でございますが、村民の理解が十分得られているかというようなことだと思いますけれども、先ほど教育長から御説明がありました。長い経過をたどっていて、その経過の中でいろいろな説明会を繰り返しながら今のそういう結論を得たと。そういった教育委員の皆さん方、教育委員会での熟慮を重ねた結果、こういう方針が出ていると、確定したということでございまして、私もそういう考え方、あるいは熟慮の成果を踏まえて、これからも教育委員会としっかり相提携しながら、よりよい環境とは何かということも含めて、検討して進めていきたいと思っております。教育委員会の皆さん方の立派な成果というふうに受けとめて進めていきたいと思います。
- 議長(金城 勇) これで大城佐一議員の質問を終わります。

〇 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前10時59分)

O 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

◇ 平 良 嗣 男 議員

- O 議長(金城 勇) 次に企業誘致について、平良嗣男議員。
 - 9番 平良嗣男議員。
- O 9番(平良嗣男) それでは通告に従いまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

6月定例会において、大宜味杣山地区土地利用について一般質問をさせていただきましたが、その企業誘致についてお伺いをしていきたいと思います。

村の企業誘致につきましては、新聞等による報道で村民は期待と関心を持っております。よってこれ

までの結の浜の賃貸工場の操業開始、旧ホテル友善の事業実施等が行われてきていますが、企業誘致計画で村において、100人以上の雇用が創出されます旧ゴルフ場跡地を活用した太陽光発電板製造工場誘致のため、平成24年12月27日に村とフォトレック・パワー社が20年間の賃貸契約を締結してまいりましたが、あれから9カ月も経過した現在、事業の実施状況が確認されません。よって、村民には期待と不安の声がありますが、村長に下記の件についてお伺いをいたしたいと思います。

1点目に、賃貸終結後の事業実施に向けた経過について。

2点目に、これまでの事業が実施されていない理由、なぜなのか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

〇 議長(金城 勇) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) ただいまの平良嗣男議員の御質問にお答えをいたします。

2点ございますが、1点目の賃貸締結後の事業実施に向けた経過については、平成25年3月ごろまで は、フォトレック・パワー社の職員から定期的に、沖縄電力との協議状況や沖縄県に提出する開発行為 の諸手続に関しての報告がありました。4月ごろからは、報告が途切れ途切れになり、5月ごろからは 完全に報告がなくなりました。そのため、社に対して電話により経過報告を求めてきました。何ら具体 的な回答がありませんでしたが、6月10日付で文書により、実施に向けた過程において、太陽光事業と 農業を絡ませた事業の開発が認可されないことや当初、4メガ発電計画で事業化を進めてきましたが、 本地域でのメガ発電は1メガ以内の事業認可となり、投資額に対する採算性が見込まれないこと、また 県内にアメリソーラー社との会社設立を目指してきましたが、当面、見送られたこと等により、現計画 を見直し、新たな計画を策定中との報告を受けて、さらに詳細を求めるため、6月24日に土地賃貸契約 第7条第3項に基づく事業計画及び手続の状況報告等を求めましたが、回答が得られませんでした。平 成25年7月24日にフォトレック・パワー社長から連帯保証人を変更したい旨の協議の通知書が郵送され てきました。その後、7月31日に連帯保証人からも同様の通知書が郵送されてきました。村は、連帯保 証人の変更協議は新たな保証人予定者の同伴の上、協議に応じる旨と再度事業計画及び手続の状況報告 を回答期日をつけて、平成25年7月24日付で内容配達証明をもって郵送しております。なお、連帯保証 人にも8月13日付で新たな連帯保証人の決定次第、変更協議に応じる旨回答しております。期限付きで の状況報告と連帯保証人の協議について、これまで何らの回答がありません。フォトレック・パワー社 から5カ年分の賃貸料を受領しておりますが、同社の姿勢には誠意が感じられず、村として大変憂慮し ている状況であります。

2点目のこれまでの事業が実施されない理由については、正確な情報を持ち合わせていないので、合理的な説明ができない部分がありますが、断片的に入手した情報では、会社内部の役員間のトラブルが大きな理由ではないかと思っております。村としましては、有効な情報手段を駆使して、フォトレック・パワー社の事業実施可能性を確認するとともに、場合によっては土地賃貸契約の解除を視野に入れ、強い姿勢で臨みたいと思っております。

- O 議長(金城 勇) 9番 平良嗣男議員。
- 9番(平良嗣男) これまでの村長の答弁をお聞きしますと、実質的にはもうその会社はだめだというようなことなんですよね。結局は、我々も議員として、私はある方面からも調査入れてあります。 だけど今、はっきり言えないところもあるものですから、公的な場で言えないんですが、今、2カ所の

ほうに調査を入れて、私もやっております。その会社のあり方というのは、皆さん方が締結する前にど ういうふうな状況で締結したのかなと、本当に疑問に思います。皆さんは大宜味村の企業立地条例、そ して施行令に基づいて今回の契約に、フォトレック・パワー社と契約を締結したものだと思うんです。 これは締結して、我が大宜味村のこの広大な土地124ヘクタールをうまく活用して、村民の福祉、そし て雇用を含めた、そういうもろもろを考えて提供したものだと思うんですが、しかしながら、今の状況 でその会社が実際今後やっていけるかということは、我々から見ると大変疑問に思います。そこで村と して、この企業立地条例の第9条第1項で企業の廃止とありますね。その中で、ちゃんとした企業が、 その企業がだめであれば解除しないといけない。しかしながら、第9条第1項の事業等の廃止とあるん ですが、実際的な細かい点がないんですね廃止のね。そこら辺はどこでチェックするかということです。 今、村長から説明があったんですが、実際、ちゃんとした中身というのはまだわかっていないんですよ ね。そこら辺をチェックするための絶えず契約やって、9カ月もたっても何らかの返答がないわけです から、本来はチェックするための条項は本当にこの中にあるべきだと思うんですね。彼らからの報告と か、そういうふうなチェック機能がないと、結局は旧ゴルフ場のような裁判問題になって、村行政も大 変御苦労なさる。村民にも心配かけて、迷惑をかける。そのようなことがないようにということで前回 も申し上げました。この企業が実際100名余の雇用ができて、本当にそこで働く皆さん方がおれば、そ れほどいいことはないわけですよ。しかしながら、そのような結果になっている状況は、本当は行政と して危機感を持って対処しないといけないものだと思っております。このゴルフ場のこれまでの経過も 皆さん方はわかっているわけですから、二度とこのようなことがないようなことで行政の皆さん方、職 員も危機感を持った対処をやっていただきたい。これは広大な、124へクタールの大宜味村の財産であ ります、この土地は。そのためにも十分なる対処をやっていただきたいと思いますが、今後どのように 対処していくのか、再度お伺いしたいと思います。

- 〇 議長(金城 勇) 企画観光課長。
- O 企画観光課長(山城 均) 平良議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど村長の答弁にもございましたように、村としましては、この契約につきまして、案件につきまして、危機感を持っているということは議員と同じような気持ちで思っております。それでその対応につきまして、今後、どういう方向で持っていくかということになりますが、まず第1に、賃貸借契約書に基づきまして契約の解除等を視野に入れて、早目の対応をしていきたいということを考えております。現時点で、やはり危機感を持って、その情報収集等を行っているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

- 〇 議長(金城 勇) 9番 平良嗣男議員。
- 9番(平良嗣男) 先ほどの答弁で、解除も考えながらやっていくと、考えているということでございますから、私も皆さんがおっしゃるとおり、本当にこの会社は、皆さん方が内々調べていると思いますが、そこら辺は本当に大丈夫かということを確認して、この裏に何があるかということを確認しないといけませんよ。そこら辺、十分見ながら、できるだけ早く解除をして、新たな方向を見つけてもらいたい。そこを希望して、この件に関する一般質問を終わります。
- 議長(金城 勇) これで企業誘致についての質問を終わります。 次にサトウキビ及びパイン生産農家への苗供給費助成について、平良嗣男議員。 9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) それでは、サトウキビ及びパイン生産農家への苗供給助成について、一般質問をさせていただきたいと思います。

大宜味村のサトウキビ生産は、平成10年ごろには1,000トンほどの生産量がありましたが、しかし近年、相次ぐ台風の襲来やイネヨトウ等の被害により、平成23年には351トンと落ち込み、平成24年度には389トンとわずかな回復を見るが、まだまだ10年前の水準に達していなく、早急な生産回復が求められております。生産回復には、被害に遭ったサトウキビ畑地の植えつけ、春植えや夏植えが急務であるが、台風被害に遭った畑地においては収穫もままならず、苗の確保もできない状況にあり、生産回復が思うように任せないのが現状であります。なお、収穫面積は平成24年度は6万8,000坪、平成25年度は5万5,000坪で、約1万3,000坪の減少になっているわけであります。このようにここ数年、毎年1万坪ほど遊休地となっているが、そこで今年度において、約1万坪の植えつけ、夏植えや春植えを協議会通しては行う予定であるようでありますが、しかしながら、現状では苗の確保が難しい状況にあります。被害の少ない畑地からの苗を確保したいが、しかしながら生産農家は経営が厳しく、苗代金の負担ができない状況にあります。

そこで、村に苗の確保の助成、または今後の農家育成、農業振興のために育苗畑等々も必要かと思います。また、村はパイン振興を図る目的で平成24年、平成25年度と村独自でパインの確保を行うために農家へ委託料を支払い、苗圃を設置させていると思います。

よって、農家よりのパイン苗の配布要望等があろうかと思いますが、苗圃よりの苗の生産状況、または今後の生産及び農家への配布等についてどのように考えているのかお伺いをいたしたいと思います。

〇 議長(金城 勇) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) ただいまの平良嗣男議員のサトウキビ、あるいはパインの農家への苗の供給等 についての御質問でございます。

大変憂慮しているところでございます。そのサトウキビに関しましては、御指摘のとおり、度重なる台風襲来、あるいは病害虫であるイネヨトウなどの異常発生により、平成24年、25年期の収穫面積は20.34~クタールで382トンまで落ち込みました。また平成25年、26年期の生産量は572トンを見込んでおりますが、微増傾向でございます。村といたしましては、議員御指摘のとおり、苗確保の助成、今後の農家育成、育苗畑の確保の必要性は十分認識しております。今後は農家の必要数量やサトウキビへの生産意欲等を見きわめて、個別的に具体的な対応を行ってまいりたいと思います。

またパインに関しては、村では平成23年度にパインの種苗の育成を始めました。翌年の平成24年度には大宜味村パイナップル協議会を立ち上げて取り組んでまいりましたが、種苗の育成がうまくいっていない現状にあります。しかし、今年度においては、比較的に育苗が進んでおり、次年度からは農家の皆様へ種苗の配布ができると考えております。配布に関しましては、農家と密接に協議を行い、実施してまいりたいと考えているところであります。よろしくお願いします。

- 〇 議長(金城 勇) 9番 平良嗣男議員。
- 9番(平良嗣男) サトウキビまたはパインも同様でございますが、大変、各地区においても苗が不足しているのが現状であります。JA等においても、育苗等も行っているわけですけれども、なかなか前に進まない、数量的には間に合わしきれないというのが状況です。先ほど村長からの答弁がありましたように、台風等の被害によって農家はダメージを受けております。そういう中において、JAや村

が助成をして農業振興を図っていくというようなことを前向きに考えていかないと農業振興は図れない ものだと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。なお、これまでサトウキビの 育苗も行政が協議会として行ってきました。田嘉里の方面でもやってきました。そのころは苗をとりま した。しかしながら、前に行ったそのサトウキビは苗がとれない。そういうような状況がございました。 そこでこのパインの件についてお伺いしたいんですが、これは平成24年度に委託を行ったと思います。 後で課長からの答弁をもらいたいわけですが、平成24年度に委託をして、いつごろに植えつけをして委 託料を払ったのか。どういう苗を植えたのか。例えば、今現在は、私が見た範囲ではえい芽苗を植えた ものだと私は見ているんだが、そこははっきりわかりませんが、今、東とか今帰仁方面では、現地調査 した中では大変みんな頑張っていただいて、農家の皆さん方。吸芽の大きなものがあるんです、吸芽。 それから塊茎芽、そして冠芽がある。その3つを主にとってやっている。これはね、吸芽はすぐさま提 供できる。今言うような、えい芽なんていうのは、これから結局植えつけしてやると2カ年余かかる。 例えば、増殖するために輪切りのものを縦割りにして、ふやすんであれば2カ年から3カ年かかります よ。どういう苗を植えて、皆さん方が行政としてですよ。一律に配布するので、どういう苗を植えても らいたい。維持管理を、栽培管理をやってもらいたい、ちゃんとこういう干ばつには水をまいているの かどうか。または施肥をやっているのか、肥料も入れているのかどうか。そこら辺の状況も担当課とし ては絶えずチェックする必要があると思うんですね。そこら辺が今の状況を皆さん方どう思っているの か、そこら辺をお伺いします。

- O 議長(金城 勇) 産業振興課長。
- 産業振興課長(宮城 豊) ただいまの平良嗣男議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、サトウキビのほうからお答えさせていただきますけれども、大宜味村は以前、10年前、議員御承知のとおり1,600トン近くまで生産量がありましたが、現在では400トン近く切るぐらいまで落ち込んでおります。農家数も約50農家あった農家から、今年は多分22農家に減り、約半数まで減っております。要因といたしまして、高齢化によることと、あと多品目へのくらがえといいますか、それが行われている現況ではあるんじゃないかなと思います。今後、生産農家の個々の意見、要望を聞きながら、今、昨年から始まった人・農地プランによる農地の集積、あるいは後継者づくりに関して、村としても育成を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、パインに関してなんですが、議員が平成24年とおっしゃっていたんですが、実際は平成23年11月1日に農家と委託契約をいたしまして、実際には、時期的には締結後すぐに植えつけられているというものではなく、実際には平成24年に入って植えつけられている状況です。育苗には約3年ほどかかる見通しで契約を締結いたしました。種苗は2万本で、1本当たり約300グラムであることを委託するときの仕様書に明記をいたしております。なお、委託農家に関しましては平成24年4月19日には委託料を支払い完了いたしております。議員御指摘のとおり、当初は思うように育苗がうまくいかず、どういう種類かというと、輪切りが今現在5,000から6,000本程度が見込んでおります。実際に種類はえい芽とか冠芽とかではなくて、輪切りのもので契約をいたしまして、3年後に農家の皆さん方に配布するということでありました。今、議員が御指摘の吸芽とか冠芽、えい芽に関してのものではないということです。しかし、農家から当初2万本程度ということでの契約なんですが、それは今、やっているんですが、それ以外に、今議員が御指摘の、吸芽に関してじゃないんですが、あらゆる、冠芽とかえい芽とか、あらゆるものに関して村に協力をして、次年度から配布が可能ということでありますので、期待を

したいと思います。行政として圃場の管理ではないんですが、点検等のことに関してどうであったかということに関しては、実際に、頻繁に見に行くことはできませんでしたけれども、実際に現地に私も出向いていって確認はしまして、次年度から農家に対しての配布はやっていけるんじゃないかというふうな話し合いになっております。また農家は、今現在、平成24年度から協議会を立ち上げていると申し上げましたが、今現在、6農家で、ほとんどが以前にやった経験者ではなく、ほとんどが素人といったら失礼なんですが、初心者でございます。ですので、沖縄県の研究センターを含めて、普及所、我々行政も一体となって、その農家の育成に関しては一所懸命今後取り組んでまいりたいと思います。以上です。

- O 議長(金城 勇) 9番 平良嗣男議員。
- 9番(平良嗣男) 先ほど輪切りのものをやったということでありますから、それから考えると、これはもう3カ年以上かかりますよ、早くて2カ年半ですから、3カ年ですよ。それをやるためには200グラム以上のものじゃないと定植できないんですよね。以下のものは、本来はちゃんとした、何といいますか、ガーデニング板とかにちゃんと何して管理しないといけないと思うんです。あれはすぐ定植したものかな。定植されたものかなと思うんですよ。あれだけのものが、今、皆さんが言ったのは平成24年に植えつけやったんでしょう、平成24年。定植するにはやはりあれですよね、これだけの管理があってやったものだと思うんだが、いずれにしても、これはいろんな病害虫等もあるので、そこら辺の散布等もやらないといけないわけだから、そこら辺は専門のパイン農家かもしれませんが、そこの管理がちゃんとできているのかどうか。今後、指導も、そこら辺皆さん方も、巡回をして、その状況を確認するのも皆さん必要だと思うんですよ、委託しているわけだから。それぐらいいい苗ができるように農家のほうと連携しながら育苗をやっていただきたい。また受け皿になる農家がおるわけですから、そこら辺を十分なる、今後パインを植えつけしようとする皆さん方に対しても苗供給ができるような体制をね、いい苗が供給できるような体制をとっていただきたいと思います。

キビ、パインにおいても、これから我が村においては大変農業が脆弱でありますので、そこら辺を生かすためにも、行政として村長の、農業振興に対して今後どういうふうに取り組んでいくのか、お伺いして一般質問を終わりたいと思います。

- O 議長(金城 勇) 産業振興課長。
- O 産業振興課長(宮城 豊) ただいまの平良嗣男議員の委託している農家の確認等に関して、しっかりやっていかなければいけないということがございましたので、今後は農家といろいろ連携しながら取り組んでいきたいと思います。先ほど来ありますように、いい苗が農家にいくように、私ども行政としても頑張っていきたいと思います。

またパインに関しては、今後、今現在はN-67-10でやっていますけれども、農研センターと一緒にゴールドバレルであったり、ジュリオスターであったり、生食、生果で出せるような感じのものも農家に提供できればいいかなと考えております。以上です。

- 〇 議長(金城 勇) 村長。
- 村長(島袋義久) ただいまの嗣男議員の今後のあり方といいますか、方向といいますか。これは サトウキビ、パイナップルにしろ、沖縄の基幹産業、作物であるだけに、今、先ほど来ありますように、 生産量が減ってきていると、面積あるいは従事者も減ってきているという状況がありますので、それを どう回復していくのか、その実態をまず把握することが大事だなと。それぞれ組織がありますので、協 議会なり組織がありますので、そこの組織と相談をしっかりしながら、組織的に展開できないかどうか。

そのことを担当課としつかり詰めていきたいと思っております。

O 議長(金城 勇) 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

◇ 新 城 一 智 議員

O 議長(金城 勇) 次に杣山地区に誘致した企業について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番 (新城一智) 先ほどと類似な質問になっていますけれども、経過については先ほどの答弁で 把握しましたので、フォトレック・パワー株式会社との契約に基づいて、この賃貸借契約書の中身と、 あと今後の、先ほどもありましたけれども、契約解除も視野に入れて取り組むということで答弁ありましたけれども、それには5年分の賃借料を受けているわけです。まず平成25年1月1日から平成25年3月31日までの分と、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年分ですか、700万円余りのお金を頂いているわけですけれども、今後、解除に向けて動くとしたら、その契約の相手方フォトレック・ パワー株式会社に対して、賃借料の返金も考えながら動いていく、そのぐらいの強い思いで解除に向けて取り組む姿勢なのか。

もう1つは、土地の管理についてです。前もゴルフ場跡地についてはですね、いろいろ管理の状況についてお伺いをしてきたところなんですけれども、林野からすると産業振興課の範囲になると思いますけれども、企業立地促進条例に基づくと、今、企画観光課が所管になっていると思います。この所管は、土地の所管はどこが行うのか、今この契約書での賃貸物件の管理ということで、第7条では正常な状態において借りた側が管理しないといけないということになっています。先ほども質問の中でありましたけれども、9カ月もほったらかし状態なんですね。管理者の看板も上がっていない、前から、村の看板はありますよ、何枚設置したかわかりませんけれども、今1枚だけようやく残っています、村の看板がですね。トンブロックも置いて管理しているような状況をつくっているんですけれども、これも取り除かれて自由に出入りできるような状況になっているんですけれども、安全面から考えると、何か起きたときの責任の所在、また不法投棄などの懸念も含めて、やっぱり管理がとっても大事になってくると思いますけれども、そのために村は今後どういう姿勢で強く臨んでいくのか、また管理の状況についても今後どういう対策を講じるのかお伺いします。

〇 議長(金城 勇) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) ただいまの新城一智議員の御質問にお答えいたします。

まず先ほど、平良嗣男議員の御質問で経過はお話ししたと、それでそれはよろしいということでございますので、あと解除への取り組みだとか、あるいは土地の管理等についての御質問がありましたので、そこはまた担当課長に説明をさせたいと思います。よろしくお願いします。

〇 議長(金城 勇) 企画観光課長。

(山城 均企画観光課長 登壇)

O 企画観光課長(山城 均) それでは契約関係についてお答えしたいと思います。

現状で先ほどの平良議員の質問でもお答えしたように、現在、事業化が困難な状況にあるということを申し述べさせていただきました。その中で契約の解除も視野に入れるということでございますが、しばらくいろんな情報を収集しまして、対処方法を考えていくということになっておりますが、先ほどの

賃貸料ですね、5年間の分の平均を考えて、強い気持ちで解除という方法もございますが、まずは現在、私たちは企業立地促進条例に基づきまして、賃貸料についても免除をしている状況もございます。そういうことで、現状でいきますと、企業立地促進条例の目的に沿わないような行為ということを考えれば、軽減している賃貸料の100%を徴収するという方向も取り組みとしてはできると思います。そういうこともいろいろ考えながら、即賃貸料の返還とかということ、じゃなければ総合的にいろいろ検討して取り組んでいきたいと考えております。

あと、土地の管理については、先ほど議員からもありましたように、契約書に基づいて賃貸者が責任を持って管理すべきことではありますが、そういう現状によって賃借により適正な維持管理を行うのが厳しい状況ということで、村としましても用地の所有者であるということと、公有財産の適正な管理ということで良好な維持保全に努めて、適正な管理に努めていきたいということで、これまで私たちのほうも状況の把握、定期的な巡回とかそういったものは十分でございませんので、現地の確認等も定期的に行うような方向でやっていきたいと。

先ほど、ちょっと質問漏れておりますが、本地域につきましては林野ということで、そういうことも ございますが、企業立地促進条例のほうがかぶさっておりますので、私たちの企画観光課のほうで用地 の管理も行うということですので、今後、私たちの企画観光課のほうで適正な管理に当たっていきたい と思います。

- O 議長(金城 勇) 2番 新城一智議員。
- 2番(新城一智) 先ほどもありましたけれども、当初、フォトレック・パワー株式会社、代表取締役社長米須健一さんと契約は結ばれているんですけれども、現にこの方とは連絡がとれるような状況にあるのか。先ほど、連帯保証人も変更したい旨の、当時連帯保証人になった方からの申し出だったと思いますけれども、ないとなるとですね、また文書の書面だけで前のゴルフ場と同じような感じで、だらだら延びてしまう可能性もあるわけですので、これは早目の対処も本当に検討していただきたいと思います。

やっぱり派手にやると、派手にいろんなパフォーマンスをやっている会社は大体こういうのが多いんですよね。昔からバブルのときもそうなんですけれども、パフォーマンスを見せて資金を集めるということが多々あると思います。だから十分、そういうパーティーにも村長も含めて出席しているわけですから、情報のとり方とか、企業誘致するときの会社の選定も含めて、情報のとり方をいま一度きちんと、いろんな情報機関がありますので、役場はその権利も持っていますし、いろんなルートも構築できるはずですので、ぜひこういうことがないように、先ほどもありましたけれども、100人雇用するという話の中でですね、隣村でも大宜味はいいですね、これだけ雇用が生まれてすばらしいですねという声もやっぱり上がってきているわけですから、上がった理由として、村が広大な用地を貸している部分と向こうのパフォーマンスもあったと思いますけれども、貸した側もそういう責任というか、実際はないんですけれども、責任を感じながら今後対応していっていただきたいと思いますが、最後に村長の、やっぱり溝が深くならないうちにこれは対処すべきだと思いますので、ぜひ村長の今後の意向を聞いて終わります。

- 〇 議長(金城 勇) 村長。
- O 村長(島袋義久) ただいま御指摘がございました新城一智議員の質問にお答えいたします。 いろいろ当時の契約、社長との連携が非常に厳しくなっているというふうな情報でございまして、そ

の後、今度、会社がどう動いていくのか。先ほど嗣男議員への答弁の中にもありましたように、いろいる情報網を駆使して、しっかりと情報をまとめていきたいなと。それに基づいて、今御指摘のありましたように取り組みをしっかりしていきたいというふうに思っておりますし、情報がまずより正確というか、より正しい情報をもとに会社自体の対応の分析だとか、これからの我々村としての取り組みの方法等をしっかり検討していきたいと思います。

O 議長(金城 勇) これで新城一智議員の質問を終わります。

〇 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前11時54分)

O 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 前 田 孝 議員

O 議長(金城 勇) 議員の寄附行為について、前田 孝議員。

6番 前田 孝議員。

O 6番(前田 孝) 議員の寄附行為について、選挙管理委員会にお伺いいたします。

大宜味村広報8月1日付ですね、3ページに宮城新昌氏の顕彰碑再建に対する寄附金の報告とお礼が 掲載されているわけですが、その寄附者一覧に村議会議員有志というのが字句として現れております。

この行為は、公職選挙法第199条の2に規定されている公職の候補者等の寄附の禁止に該当すると思うんですよ。いわゆるこの第199条の2という規定は、選挙区内にあるものに対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならないということだと思います。私はそれに抵触していると思うんですが、選挙管理委員会の見解をまずお伺いしておきたいと思います。

O 議長(金城 勇) 選挙管理委員会書記長。

(島袋幸俊選挙管理委員会書記長 登壇)

○ 選挙管理委員会書記長(島袋幸俊) では、前田 孝議員の質問にお答えしていきたいと思います。 公職の候補者と有権者がクリーンな関係を保ち、選挙や政治の腐敗を防止するために議員が述べているように当該選挙区内での寄附等を公職選挙等で禁止されています。赤い羽根募金や運動会、地域の祭り、入学式等への寄附や祝儀、差し入れは禁止されています。今回の目的が宮城県石巻市での再建について、石巻市の要請を受け、大宜味村内に実行委員会を設立し、集まった寄附を必要経費以外全額を石巻市の実行委員会へ寄附すると聞いています。今回の寄附が当該選挙区内にあるものに対する寄附と判断できないことや、今回の村議会議員有志としての寄附であり、個人が特定できない上、だれがどのような形で寄附したのか選挙管理委員会では把握できていませんので、抵触するかどうかは現状では判断できておりません。

また罰則については、今述べたことを理解していただきたいと思います。

- 〇 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。
- O 6番(前田 孝) 選挙管理委員会もちょっと勉強していただきたいと思いますよ。この募金主体 が大宜味村委員会ということになっているでしょう。ということは、先ほど言っている赤い羽根募金な

どでしたら、これもそうですよ。社会福祉協議会がやる場合には実施主体が選挙区にある場合には、議 員は寄附することは禁止されている、罰則をもって禁止されると、これはきちんと総務省の見解も出て いるんですよ。それが判断できないというのはどういうことですか。相手が石巻市に送ろうが何であろ うが、実施するものは大宜味村の選挙区内にある委員会でしょう。そこはもうちょっと考えていただか ないといかないと思いますよ。その点について、見解が違うんですが、お伺いしておきたいと思います。 罰則についても第249条の2、これは候補者等の寄附の制限違反、いわゆる違反した場合はどうなる かということです。先ほど申し上げました第199条の2第1項の規定なんですね、私が抵触するという、 それに違反した者は1年以下の禁錮又は30万円の罰金に処するということになっているんじゃないです か、そこで。これは書記長だけのお考えですか、これは選挙管理委員会全体での見解が出ていますか。 それが特定できないというお話なんですが、仮に告発された場合に裁判所にあっては、あとは特定し ますよ、証人がいろいろ出てくるわけですから。どうしても特定されますよ裁判所においては。今の段 階では特定できないからという話なんですが、やった行為は間違いないでしょう、村議会議員有志、10 名の議員のうち何名かわかりませんが、後で村長にやりますけれども、ですから広報にもきちんと載っ ているんじゃないですかこれ。公職選挙法なんてこんな甘いもんじゃないですよ、大変なことですよ。 今、書記長がおっしゃったように、ごく軽微なものと、告別式行く場合にも自分で携えて行かなければ、 人に預けたらこれは罰則をもって禁止なんですよ、そこまで厳しい公職選挙法の規定があるんです。こ の公職選挙法の改正は、候補者等の寄附及び有料広告等の禁止についてという、199条関係が改正され てきたのは平成2年2月2日に施行されているんです、この改正は。これは後から村長のほうにも申し 上げたいと思うんですが、これは選管の範囲内でとどめておきますけれども、私が申し上げたら、それ でこれは判断できないというのと、罰則についてそれで御理解願いたいということなんですが、もう一 度お伺いいたします。

- O 議長(金城 勇) 選挙管理委員会書記長。
- O 選挙管理委員会書記長(島袋幸俊) まず、書記長1人の意見かということであるんですが、9月2日に選挙管理委員会を行っております。その内容を、通告する前であったんですが、そのあたりを質問があるということがわかって、以前に口頭で申し入れを聞いておりましたので、そのあたりを話しております。その中で今回の答弁についても委員長にも確認しております。把握できていないというのは、まず議員おっしゃるとおり、選挙区内に事務所があればそれは抵触するであろうと思うんですが、ただ今回の場合は議員有志ということで選挙管理委員会では、それ以上のことはわかっていないということですね。これが本当に議員の皆さんでつくった有志なのか、それともニックネーム的な名前なのか、そのあたりも全然把握できていないということも含めて、今回抵触するかどうかわからないという、選管では思っております。

確かに抵触した場合には、さっき言った30万円の罰金とかそういうのがあります。それはわかっているつもりなんですが、ただそれは疑わしきものに対してじゃなくて、確定したものに対する罰則規定であって、今回の場合はそれ以上、選管のほうからは個人の特定もできない上での話はこれぐらいで終えたいと思います。

- 〇 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。
- O 6番(前田 孝) 書記長あれですよ、選挙管理委員会の職務というのはどこですか。あなた方、 選管のものは、自治法の選管の中に職務がきちんとうたわれているんですよ。特定できないからといっ

て、特定できるように努力もせんといかんわけでしょう、そういう話が出た場合は。しかし、先ほど議員有志というのは議員からかどうかわからないという、こんなアホな話ないじゃないですか。だれが村議会有志という名前でわざわざ、それじゃあ議員を陥れようとしたそういうやり方をしますか。それだったらなおさら調査しないといかんということでしょう。それだけ申し上げておきますけれども、あとは、また次、村長のほうでやるんですがね、選管はその辺はちょっとそういう答弁するんであれば、困ったものですよこれ。じゃあ、だれが偽名を使ってこういうことをやるかということは大変なことなんですこれ。だれかが議員を陥れようとしているのかということにも聞こえますよ。この件については、さらに詰めて検討もしていただきたいと思うんですが、具体論についてもですね、その点、書記長のお考えを聞いて、選管にはこれで終わります。

- O 議長(金城 勇) 選挙管理委員会書記長。
- O 選挙管理委員会書記長(島袋幸俊) 今日の内容については、選挙管理委員4名いますが、その中でも説明はしていきたいと思います。今後、この疑わしきものについて、村民も一緒に取り組みできればと思っております。議員の皆さんにもそのあたりの御理解をよろしくお願いしたいと思います。
- O 議長(金城 勇) これで議員の寄附行為についての質問を終わります。 次に議員の寄附行為における氏名について、前田 孝議員。
 - 6番 前田 孝議員。
- 6番(前田 孝) 今度は議員の寄附行為における氏名について、今度は村長のほうへお伺いした いと思います。

先ほど選挙管理委員会へ申し上げましたように、広報8月号にそういうことで議員有志とありますが、 その氏名についてお伺いをいたします。

〇 議長(金城 勇) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) ただいま前田 孝議員の、議員の寄附行為における氏名についての御質問にお答えしますが、これは石巻市の要請に基づいて、村出身者で村民として誇るべき人材の顕彰碑の再建であると。村全体を網羅した取り組みをするため、村長の私と議長の2人を共同代表として実行委員会を設立し寄附を募りました。村内外から趣旨に賛同し、多くの寄附が寄せられました。そのお礼と報告を兼ね、広報紙に掲載しております。振り込みされた通帳や寄附を受けたときの袋から一覧表を作成し、氏名を掲載していますが、広報紙に掲載されているとおり、村議会議員有志と匿名での寄附で受けておりますので、この氏名は私のところでもはっきりしない、わかりませんが、そのことについて御理解をお願いしたいと思います。
- 〇 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。
- 6番(前田 孝) なぜ、これを一般質問したかといえば、議員のOBの方々もよくこういう公職 選挙法を知っているんですよ。複数のOB議員の皆さんから電話があったんです。こういうことをやった場合には公職選挙法の問題があるでしょうと。私もそれは事務屋でずっとやっていましたから、一番 詳しいだろうということで私に電話があったと思うんですがね。そのときにおっしゃっているんですよ、仲間意識で身内に甘くやってはいかんよと、きちんとしたことをやりなさいよというお話もOBの方、複数からあったんです。それで平成2年2月2日から法律が施行されていると言っているのは、OBの皆さんはよくご存じなんです。有志ということだったら、私は大宜味村議会議員の有志というからには

複数だと判断はしているんですよ、何名かは分からないんですがね。村長が今、氏名は分からないということですから、そうであれば人数も恐らく分からないでしょうと。そうだったら金額ぐらいはお示しいただけないかなと思うんですね。なぜそういうことを申し上げるかというと、この3月定例会中に、村長先ほど申し上げました、村長と議長の共同代表名で趣意書なるものが回ってきたんです、3月定例会期間中。そのときに議会でもこれは私申し上げました、寄附おかしいでしょうと、公職選挙法の問題がありますと。そして沖縄県町村議会議長会の石垣事務局長に、うちの事務局長を通じて照会もさせて、その中でダメですということでやってきたんです。

それでこの議員の皆さんですよ、平成23年11月25日です。これは北部三村の議会議員研修会で石垣局長を招いて、議員の寄附行為に関する事例、議員と兼業禁止、請負禁止についての事例、その他6項目、研修しているんですよ。その中に、これこういう場合はどうなりますかということで、現職の議員、全員参加されてみんなわかっているんですよ、大宜味の議員。そしてなぜOBの皆さんはわかっているかと言ったら、平成5年11月に県議長会の主催で浦添市民会館でこれについての研修もあったんです。そういうときにうちの、大宜味村のある議員から質疑も出たんです。こういう選挙法が改正になって、ぎゅうぎゅう詰まりということは人間やめれということかと、しかし、法律がこうなっているから仕方ありませんということで、そのときの事務局の役人は仰ってたんですよ。そして同じように、県で平成22年2月にもそのようなことがありました。こういうレジュメきちんと配られています。それをわかりながらそういうことをやるということは何かなと思うんですね。

私は、告発しようとか何とか思っていないんですよ、自分では。警鐘を鳴らしているんですよ、私はこういうのは。しかし、これ事実わかった場合に、村民が告発するかどうか、それはわかりませんよ。告発した場合には、当然、裁判をやりますよ。裁判では有志ということで、氏名不詳でもそれは訴えることはできるわけですからね。その前に執行猶予刑であっても議員の身分は失職するような規定も出てくるんですよあとは。だから非常に怖いんですこれ。だから私はそれ、公職選挙法というのは大変な問題だなということで慎重に今までこの寄附行為については行動してきたんですがね。しかし、これ村の広報なんです。これにこうやっているということは、一般の方々は公職選挙法の改正がどうなっているか、自分なんかそれは知りませんけれども、こういうことが出てきたら、先ほど申しましたように、告発という手法に出る方がいるかもしれませんそれは。その辺の問題があるからよっぽど気をつけましょうと、3月定例会でもあれだけ言ってね、研修会も受けられているんですよみんな。そういうことでやっているんですが。

それじゃあ、その8月の広報の中で役場職員一同ともありますね、その中に村長は含まれておりますか、大変失礼ながらお伺いしておきたいと思いますけれども。議員有志の金額は幾らだったのか、またそれについて今お調べでなければ、今定例会中で結構ですから、お知らせいただきたいと思いますが、お約束いただけますか。

- 〇 議長(金城 勇) 村長。
- O 村長(島袋義久) ただいまの前田 孝議員の御質問にお答えいたしますが、まず、人数も特定できない、議員の人数、氏名も特定できていないし、人数も確認できていない。額もそういうことでわかっていません。

そしてもう1つは、職員等というのは村長も入っています。以上です。

〇 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 今、役場職員一同というのに村長も入っていると仰る。この公職選挙法は議員だけじゃないですよ、国会議員、県会議員、県知事、市町村長、市町村議員、全部適用なんですよこれ。大変なんですよこれ。なぜ私が心配かということはですね、仮に議員が過半数、定足数割った場合に、議会が成立しないんですよもう。今回村長も寄附されたと。裁判になって、こうなったらどうなりますかこれ。機能しませんよ、大宜味村行政も、議会も。それが心配だから問うているんですよ。だから先ほど言ったように、私は告発しようと思っていない毛頭。警鐘鳴らしたいと言っているんです。あれだけお話してもやることは、議員はやっている証拠なんですよこれ。先ほど選管の書記長が言ったけれども、村議会議員有志という名前を使ってやっているんだったら、徹底的にあなた方、警察あたりに告発してでも調査させないといけないですよ、刑事事件として。それこそ議会の名誉を傷つけています。

そして6月議会を傍聴された方、これは女性4名からなんですが、申出書なるものが出てきているんです。その前文に、私たちは議会(議員)が村民を代表とした議員としての品格、議員としての資質を有する者と信じておりましたと、前文に書いているんですよ。3項目ほど質問書が議長に出てきました。申出書。こういうこと自体がまさに議会の品位と資質を欠落させていることになるんじゃないですか。そういう行為が。私はそういうことがあるから、申しわけないんですが、寄附はやっておりませんよ。寄附をやっている議員は法律違反してやっている議員はいい議員、やっていない人は欠落な議員とか言われたら、これおしまいなんですよ。法律行為としてもとっては困るから、きちんとやらなければならんということで、頑固にそうやっているんですがね。それは守らんといかんです皆さん。要するに後は身分に関係してくるんですよこれ。先ほど申し上げましたようにね。

ですから、金額だけは後でお知らせすることはできませんか。金額だけはわかるでしょう恐らく。何で議員有志と封筒に恐らく入っているはずですよ。それが幾らあったかぐらいはやらないと、どこから幾ら幾らと、金額でトータルまとめておらないといかんでしょう。何で議会議員のものだけ金額わからないんですか、ほかのものはわかるんじゃないですか。振り込みされているもの、金額わかるでしょう。個人名もあがっているのわかるでしょう、まとめんといかんでしょう、だれから幾らというのは。そういうこともやらんでやるというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。金額について今議会中でお示し願えますか、お伺いいたします。

- 〇 議長(金城 勇) 副村長。
- O 副村長(山城清臣) この寄附金の集計についてなんですけれども、実は個人で銀行に振り込んでいる方々は個人氏名が記入されております。それ以外、例えば産業まつりだとか、個人の募金、袋に入れているものについては、だれが幾らということは把握することができませんでした。ですからまとめた額を私どもは農協なり、あるいは琉銀なり等々に持っていっているわけでございます。したがって、議員が何名でだれから幾らということは把握できておりません。
- O 議長(金城 勇) 議員の質問は3回になりましたが、会議規則第55条のただしがきによって特に 発言を許します。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) だれが幾ら寄附したか、これも掌握できないというのはどういうことですか。 袋に入っていたらわかるでしょう、受付にいったらわかるんじゃないですか、受付簿も。受付簿も何も なくて、個人の名前が出てくること自体あり得ないでしょう普通。そんな言い方したら、副村長、私詭 弁だと思いますよ、そういう答弁の仕方をしたら。カタカナで、この広報にあるのは恐らく振り込みさ れてる方だなというのは、容易に判断つきますよ。名前が出ているのは、どこで募金したかというのは、各集落で、区などでやっているんだったら、区にはあるでしょう。そのぐらいの調査はやっていただかないといかないですよ。これ先ほど申し上げました、大変なことですよこれ。簡単に済む問題じゃないですよ、ここまで来たら。まして長もなさったというんですから、公職選挙法はそんな甘いもんじゃないですよ。厳格に受けとめていただきたいと思いますがね。調査して、今議会中で無理でしたら、12月定例会まででも調査してやっていただかないといかんと思いますよ。寄附もらったもの、だれから幾らやったかわからんでは、名前が出ているのにわからんでは、これは普通一般常識では考えられませんよ。そうじゃないでしょうか。寄附のあり方に対して、こんな人の、浄財をお願いして、こんな簡単な整理の仕方というのは寄附した方にも失礼だと私は思いますがね。12月定例会までに調査してもらいたいと思うんですよ、できるだけ詳細にですよ。そうしなければ、これは告発されて裁判沙汰になったら、全部洗いざらいやられますよ。皆さんも非常に、通告はしているんですが、事が事だけに慎重にならざるを得ないというのも私もわかっているんですよ。そこまで質問しておりますからね、その点約束していただけるかどうか、お伺いして質問終わります。

- 〇 議長(金城 勇) 副村長。
- 副村長(山城清臣) 不特定多数が1つの袋に入っている場合がありますので、そのためにだれだれが幾らということは特定できないということであります。個人で銀行等、あるいは農協等を含めて寄附いただいている方は記帳されていますので、記帳している事実についてはすべて広報にも記載はしております。それ以外、これはそれ以外のことについては、たくさんの方々が1つの袋の中に入っているものがございますので、だれがということは特定できません。以上でございます。
- 議長(金城 勇) 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 辰 徳 議員

O 議長(金城 勇) 次に平成28年4月新設小中校の開校に向けての進捗状況について、宮城辰徳議員。

5番 宮城辰德議員。

○ 5番 (宮城辰德) 平成28年4月新設小中校の開校に向けての進捗状況について、一般質問をさせていただきます。

平成28年4月、新設大宜味小中学校開校に向け、平成25年8月9日の臨時議会において、学校建設基本計画・基本設計業務委託事業費を計上し、目標に向けて進めていると思いますが、進捗状況についてお伺いします。

〇 議長(金城 勇) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) それではただいまの宮城辰徳議員の質問にお答えいたします。

まず村長、教育長ということでございますので、村長のほうから先に答弁させていただきます。

教育委員会でいろいろ熟慮した計画を実施していくという、その上で必要な予算を計上したところ承認いただき、本当に感謝申し上げます。8月1日に人事異動を行うなど、処置を行ってきたところです。 今後、予算執行する教育委員会で適切に行っていくものだと考えております。

細かい状況については、教育長のほうから報告があると思いますので、以上で答弁にかえます。

〇 議長(金城 勇) 教育長。

(友寄景善教育長 登壇)

O 教育長(友寄景善) お答えします。

臨時議会で承認されました予算につきましては、先月、平成25年8月30日に入札を行い、株式会社根路銘設計が落札し、今月、平成25年9月3日に契約を締結しました。これから本格的に基本計画、校舎基本設計を進めていくところです。基本計画がある程度固まり次第、ボーリング調査の発注、そして今年度中に造成関係の委託も発注予定であります。また、基本計画をもとに次年度、6月から造成工事の予定をしており、平成26年度、平成27年度にかけて校舎建築等を実施し、平成28年4月開校、移転に向けた事業計画となっております。

- O 議長(金城 勇) 5番 宮城辰德議員。
- 5番(宮城辰德) 大宜味村小学校の統合に向けて、多くの村民や保護者の皆さんが統合に向けて 賛成だということで、早目にしてほしいということを願っていた皆さんに対しては平成28年4月開校と いう目標が見えてきたということで大変喜んでいるところだと思います。

ここで私がちょっと心配しているのは、これまでの事業の進め方を見ますと、着手が実際計画どおりだと、当初の計画より着手が遅れたり、計画に設計変更や追加工事が途中で出てきたりしているということでですね、今回の平成28年4月開校というものに遅れてはいけないということから、次のことを要望していきたいと思います。

一般の企業においては、やはり何かを実行しようと、事業を実行しようとするときには、例えば PDCAというサイクルがあります。 Plan (プラン)、Do (ドゥー)、Check (チェック)、 Action (アクション) と、やはりそういった流れを活用して進めていっているのが現実であります。そこでこれまでの行政の仕事の進め方が、例えばさっき言ったように、計画の中で実際十分チェックされていないで、途中で仕事を始めた中で設計変更とか追加工事が出てくるんじゃないのかなと思います。そういったことと、これからいろいろの各部会ができてくると思います。そこの中での報・連・相 (ホウレンソウ)、報告・連絡・相談という流れができていないと、そこでも例えば担当者任せみたいになったり、フォローができなくなったりして、こういう計画が遅れていくんじゃないかということで心配しているんです。ですからこういったPDCAとか報・連・相が十分連係プレーできるような体制づくりをしていただいて、すばらしい教育環境をできるだけ完璧な状態を目指して、4月の開校に向けて頑張っていただきたいと思います。今後、私も参画できるんであれば、参画していって、協力していきたいということであります。

最後に、村長と教育長にそういったものを含めて、何かありましたらお伺いして質問を終わります。

- 〇 議長(金城 勇) 教育長。
- 教育長(友寄景善) 先ほどの説明で、工事のあり方について、進め方についていろいろ懸念されること等、心配されていることとありましたが、私たちは、基本計画を今発注しておりまして、これを来年3月半ばぐらいまでには基本計画を決定します。期間もありますので、村民多くの方々、あるいは専門家の方々も加わって、さまざまな角度から意見を聞き、検討をし、さまざまな案も出しながらみんなでよりよい学校づくりに努めていきたいと思います。ちょっとスケジュールは窮屈でありますが、今、工程表を立てておりますので、この工程表どおり進むと平成28年4月開校には間に合うような工程表になっておりますので、また今後とも計画に皆さんの力を頂ければありがたいなと思います。以上です。

- 〇 議長(金城 勇) 村長。
- 村長(島袋義久) ただいま辰徳議員の御質問に教育長から詳しく答弁がありましたように、私たち村といたしましては、教育委員会の熟慮に熟慮を重ねて、それが開校に向けて取り組みができるようにしたいということでございますので、そこのところの思いを尊重してともに進めていきたいと思います。
- 議長(金城 勇) 以上で宮城辰徳議員の質問を終わります。

◇ 安 里 重 和 議員

O 議長(金城 勇) 次に河川整備等について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番(安里重和) それでは一般質問をさせていただきたいと思います。

河川整備等について。

河川整備等について、次の2点についてお伺いいたします。

1点目に、平成25年6月上旬に建設環境課長、係長、田嘉里区長、私とで北部土木事務所維持管理班 へ維持管理と遊歩道整備について要請にお伺いいたしました。その後の経過をお伺いいたします。

参考までに、遊歩道整備計画は、ソフト事業として一括交付金を活用して、村当局として計画を進めることが可能だと思います。今年の7月中旬ごろ、田嘉里灌漑施設の送水管 φ 250 ミリが破損したことは村当局も十分に承知のことだと思います。今後、灌漑施設の維持管理を行うためにも絶対に必要なことだと私たち田嘉里区民は思っています。このことを十分に考慮して御答弁願います。

2点目に、平成25年7月17日より8月7日までの間、河川整備に必要な村内普通河川及び2級河川の 現況調査を行ってまいりましたが、今後、どのような方向性で整備を行っていくのかお伺いいたします。

〇 議長(金城 勇) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) それでは、ただいま安里重和議員の河川整備等についての御質問にお答えをいたします。

1点目につきましては、河川維持管理のうち、砂防ダムの浚渫につきましては、田嘉里区からの要請を受け、沖縄県において8月5日に実施済みであります。その他の要請事項につきましては、さらに去る9月3日に開催されました沖縄県土木建築部との行政懇談会においても強く要請してきたところであります。それについて沖縄県側からは、1つ、下流2,300メートルの区間は平成10年までに整備が完了している。2番目に、上流区間は治水の必要性及び緊急性を検討する。3番目に、転落防止柵は危険箇所を特定し、適切に設置していきたい。4番目に、マングローブ内への雑木や雑草の除去については困難である。5つ目に、砂防ダム上流への遊歩道整備については、事業化は困難であるとの回答を得ております。

2点目については、現在、調査結果をとりまとめているところでありますが、普通河川沿いの雑木や 古木及び倒木は河川機能の低下や下流地域への悪影響を及ぼすおそれがあるので、早急に対応する必要 があることから、一括交付金の特別枠を活用して伐採処理を実施するため、補正予算に計上していると ころであります。次に未整備区間については、調査結果を踏まえて必要性や緊急性を勘案し、事業化の 可能性を適切に判断していきたい。また2級河川については、県管理でありますので引き続き県に対し て実施の要請をしていきたいと考えております。以上です。

- O 議長(金城 勇) 7番 安里重和議員。
- 7番(安里重和) 御報告ありがとうございます。

田嘉里川上流の自然環境や地域固有の魅力は去る3月議会で話したとおりです。遊歩道整備事業についても想定どおりの答弁ですが、これからも引き続き、県に対して要請を行うという回答で、一度は現地を知るためにも、村当局と私たちと一緒に踏査することはできないのか伺います。

あと1点、伐採処理等はどの地域より実施する予定なのか伺います。村長か、担当課長でもよろしいです。一言よろしくお願いします。

これにて私の質問を終わりにしたいと思います。

- O 議長(金城 勇) 建設環境課長。
- 建設環境課長(大嶺 実) ただいまの安里重和議員の質問にお答えします。

7月17日から8月7日にかけて、建設環境課、私、係長を初め、副村長、地元の区長を交えて任意河川、2級河川、田嘉里川と大保大川でございますけれども、普通河川は大川川、浴川川、饒波川、兼久川、根路銘川、安根川、ガジナー川と平南川、8河川でございますけれども、一番大きかったのはですね、やはり雑木の多さです。それと古木や倒木の多さにびっくりしまして、これは緊急に伐採費用を計上する必要があるということで、今度の補正予算のほうに240万円を計上しております。全体的に大川川も初めとするんですけれども、平南川とか安根川、根路銘川、饒波川もすごく木が生い茂って、伐採作業を進めると今計画しております。田嘉里川を再度踏査していきたいということを安里議員からの質問なんですけれども、私は2回でも3回でも4回でも行きたいと思っていますので、調整して、また再度田嘉里川の上流を踏査したいと思っております。以上です。

- O 議長(金城 勇) 7番 安里重和議員。
- 7番(安里重和) さっき聞いたのですね、整備していくに対して、どの地域からスタートしてい くのかですね。田嘉里なら田嘉里、津波なら津波でもいいですからお願いします。
- O 議長(金城 勇) 建設環境課長。
- O 建設環境課長(大嶺 実) どこの河川から整備するというのはですね、今言ったように、全体なんですよ。大川川、饒波川、根路銘川、安根川、平南川、この5つは主に重点する河川ですけれども、少し浴川もありますけれども、今度の予算で240万円を活用して実施するんですけれども、適切に判断して河川の機能低下や防災上の観点から重要河川を選んで実施してまいりたいと思います。よろしくお願いします。
- O 議長(金城 勇) これで安里重和議員の質問を終わります。 これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午後 2時15分)



平成25年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成25年9月11日

- 1. 開議、散会の日時
 - 開 議 (平成25年9月11日 午前10時00分)
 - 散 会 (平成25年9月11日 午前11時08分)
- 2. 出席議員(10名)

1番議員	大	城	佐	_	6番議員	前	田		孝
2番議員	新	城	_	智	7番議員	安	里	重	和
3番議員	平	良	英	勝	8番議員	具語	志堅	朝	秀
4番議員	東		武	久	9番議員	亚	良	嗣	男
5番議員	宮	城	辰	德	10番議員	金	城		勇

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村	長	島	袋	義	久	建調	没環	境課	長	大	嶺		実
副村	長	Щ	城	清	臣	会	計	課	長	宮	城	博	俊
総務課長村史編纂3	兼 迄長	島	袋	幸	俊	教	官	育	長	友	寄	景	善
財 務 課	長	山	城	文	子	教	育	課	長	新	城		寛
住民福祉談	果長	大	城		武			管 書記		島	袋	幸	俊
企画観光調	果長	Щ	城		均	農局	業多	長員	会長	宮	城	久美	手
産業振興調	果長	宮	城		豊	監	查事	務局	長	神	里	富	松

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 神里富松 主 事 松川雄太

6. 議事日程(第3号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	質疑付託省略
2	議 案 第 3 9 号	兼久橋橋梁掛替工事請負契約について	質疑委員会付託
3	議 第 4 0 号	大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
4	議 案 第 4 1 号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)	質 疑 委員会付託
5	議 第 4 2 号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	質疑委員会付託
6	議 案 第 4 3 号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	質疑委員会付託
7	議 案 第 4 4 号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	質 疑 委員会付託
8	議 案 第 4 5 号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)	質
9	認 定 第 1 号	平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
10	認 定第 2 号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	質 疑 委員会付託
11	認 定 第 3 号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について	質 疑 委員会付託
12	認 定 第 4 号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質 疑 委員会付託
13	認 定 第 5 号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	質 委員会付託

◎開議の宣告

O 議長(金城 勇) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎承認第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(金城 勇) 日程第1 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

- 1番 (大城佐一) 専決処分についてなんですが、確認のためにちょっとお聞きしたいと思います。この専決処分は、提出されたのが8月14日になっていますが、8月9日に臨時議会があったわけなんです。予算を見てみますと、結の浜公園整備事業に伴う電柱移設費用ということであるんですが、この理由には緊急に補正予算の必要性が生じたためとあるんですが、この公園整備事業というのは、3月から契約して始まっているわけなんですが、この電柱移転というのは当初の計画になかったのか、その辺をお聞きしたいと思います。
- 〇 議長(金城 勇) 企画観光課長。
- 企画観光課長(山城 均) ただいまの大城佐一議員の御質疑にお答えしたいと思います。 電柱移転という、計画ということでは、当初では計画にはなく、この工事を実施していく中でどうしても土の入れかえとか、やはり公園の植栽工事を行うには土の改良、土質の改良も必要ということで、土の根切りとかそういったものを行うに当たって、電柱の仮移設ということで工事中に現場担当者から相談がございまして、移設という前提で現場は進んでおったわけなんですが、移設するにしてもその費用等が出てきて、また仮に反対側に移してまた戻すというよりは、景観的にもそのままこの道路の反対側、陸側に移設したほうがいいんじゃないかという話になりまして、そういうことで、仮に移設という前提で相談していたときには費用はかからないような状況で現場側はNTTと調整していたわけなんですが、実際、全本数永久的に移設するということで進めていた段階で、本社との調整の中で費用が発生するということが急に出まして、その対応として専決処分というような状況にいたりまして、調整の段階でNTTの方針とかそういったものが変わってきたという状況の中でこういう状況になったということで御理解お願いしたいと思います。
- O 議長(金城 勇) 1番 大城佐一議員。
- 1番(大城佐一) 私が聞きたいのは予算の問題じゃなくて、今課長のほうから移設がある話はあったということなんですが、これは3月からもう工期は入っているんですけれどもね、これは専決処分には議会の議決すべき事件について、特に緊急に要するために、議会を招集する時間的余裕がないということでありますので、本当に3月から工期に入って、いろいろ工事をしながら見て、これは8月14日まで時間的余裕がなかったのか。もしくは8月9日に臨時議会を開いているわけですから、それまでに上程することができなかったのか。私から見ると、この電柱が7月ぐらいから搬入されていたと思うんですよ、これ。あの辺見てみるとですね。だから本当に緊急にやったのか、事務的な流れでおくれたのか。予算の措置自体は別に問題ではないんですけれどもね。そういった手前に臨時議会があるのにな

んで出なくて、5日後にまた専決処分していくのかということですね。やっぱり私たちもいろんな、こういった予算の流れもですね、緊急にわかれば説明もやりやすいということで、常々皆さんおっしゃっていますよね。そういった細かいところもできればこうできなかったかということを聞きたいんですが、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

- 〇 議長(金城 勇) 企画観光課長。
- 企画観光課長(山城 均) 3月から着工しまして、そういう中でということでしたけれども、当初は仮移設という前提で費用が発生しないという考えで進めておりまして、8月上旬に専決処分ということになっておりますが、私たちも仮移設よりは道路の反対側に、公園側にではなく、宅地造成とか企業支援施設側の方向に全本数移設したほうがいいんじゃないかと、景観的にもですね。そういうことで調整した結果、その電柱等が運ばれたというのは、仮に移設するという状況で、ここの北部の下請なんですかね、NTTとの。その業者との調整の中では料金、この工事費については発生しないという前提で現場は調整していまして、やったんですが、実際、本社といろいろ調整したら道路工事に伴うものでもないと、道路占用している部分でもないということで、そういう場合には原因者負担ということがありまして、そういうことで緊急に予算措置しないといけないという状況が発生したわけなんです。臨時議会とかそういった経緯もありますけれども、一応、移すことによって原因者負担ということの状況が発生した段階で臨時議会には間に合わなかったということで、緊急に、もう現場は動いているという状況でありまして、事務的な、ちょっと私たち…、議員の皆さんにも誤解を与えるような日程になっていると思うんですが、そういうことで緊急に対応しないといけないという状況が発生したということで御理解をお願いしたいと思います。
- O 議長(金城 勇) 1番 大城佐一議員。
- 1番 (大城佐一) 十分一応理解はしておりますが、例えばこの専決処分というのが臨時議会の1週間、2週間後であれば別に何の問題にもしなかったんですが、わずか四、五日後にこういう専決処分がされているものですから、前の臨時議会では何で上程できなかったかなという疑問ね。この予算措置についても別に問題視はしていないんですが、そういったもう少し、工期ももう4月からだからもう4カ月も過ぎているのに、何で工程どおりに、日程の調整もできなかったのかなとひとつ疑問があったものですから、ちょっと確認の意味で聞いたんですが、できればあまり短い、臨時議会がある中でですね、緊急に、本当に要するんであれば、これは別に問題ないんですが、これは工期的な問題もあったもので聞いたんですが、以上で私の質問を終わりたいと思います。
- 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。2番 新城一智議員。
- 2番(新城一智) 関連してちょっとお聞きしたい、確認したい点があります。

これは409万6,200円ということで予算があるんですが、この電柱は何本を移設するための予算なのかとですね、やっぱり先ほどもありましたけれども、計画的に電柱の設置場所なども今後企業支援施設から北側はまだ立っていないところが、橋の手前からあるものですから、前から電柱地中化の話もあったり、景観を考えた電柱の設置も考えておけば、こういうのもなくなってきたと思うんですけれども、まず本数が幾らでこの予算になっているのかと。

あと今後の、まだ設置されていない箇所の検討もどうしていくのか、やっぱり海側に立てると今回み たいにそういう移設が必要になってきたりとかという状況も出てくるので、学校も含めて今から整備さ れるわけですから、やっぱりなるべく景観に配慮した設置も考えて、検討していかなければいけないん じゃないかと思いますけれども、まず何本移設するためにこのぐらい使ったのか、今後やっぱり、将来 に向けてまだ設置されていない箇所に電柱を設置するときの、地中化も含めてどう考えているのか、2 点を聞いて終わります。

- 〇 議長(金城 勇) 企画観光課長。
- O 企画観光課長(山城 均) ただいまの新城一智議員の質疑にお答えしたいと思います。

大変申しわけありません。電柱の移設本数、ちょっと経費、本数、費用ということで説明できる資料がなくて、明確な説明ができませんので、次の日程で詳細をお答えするということで、大変申しわけありませんが、その辺、御理解をお願いしたいと思います。

今後の計画的な電柱の配置についてということですが、その辺は重々私ども反省しておりまして、これまでの配置計画等に問題があったということでですね、反省をしておりまして、今後については十分検討しないといけないということでありまして、道路とかもそういうインフラは整備されている状況の中で地中化というのも厳しいような状況にあるということなんですが、なるべく景観に配慮したような感じで、一方的に今ある電柱からずらっと引き込みをしていくという計画ではなくて、部分的に国道側から引けないかとか、そういうふうに結の浜に電柱の本数とか、電線が乱立しないような方向で十分検討してそういうのは進めていきたいと思います。

大変申しわけありません。 1 点目の回答はちょっと明確にできませんので、委員会に、そういったと ころでまた回答したいと思います。すみませんがよろしくお願いします。

O 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて討論を行います。討論ありませんか。 (発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて採決します。

本件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

◎議案第39号の質疑、委員会付託

O 議長(金城 勇) 日程第2 議案第39号 兼久橋橋梁架替工事請負契約についてを議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号 兼久橋橋梁架替工事請負契約については、建設経済常任委員会に付託します。

◎議案第40号の質疑、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第3 議案第40号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例を議 題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第40号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例は、総務 常任委員会に付託します。

◎議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第4 議案第41号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第41号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(金城 勇) 日程第5 議案第42号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を 議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

〇 6番(前田 孝) 5ページお願いいたします。

繰越金のほうなんですが、決算の実質収支額、それを見ますと、6,497万8,000円ということなんですが、今回の補正では100万円ほど繰越金が少ないなと思うんですが、これは提案説明のときに私すぐ申

し上げておりますので、これですね、早急に、やっぱり12月議会までということで待たなくても、その間に臨時会でもあれば早目に処理してもらいたいと思うんですが、そうしないと次年度予算の編成等いろいろやった、国保財政も大変厳しいわけですから、できるだけ早目な措置をとっていただけるかどうかをお伺いして終わります。

- O 議長(金城 勇) 住民福祉課長。
- O 住民福祉課長(大城 武) 前田 孝議員の説明にお答えします。

繰越金については6,497万8,000円ということなんですが、予算計上する段階で当初予算を見誤ってしまったために100万円の誤差が出てしまいました。本当に申しわけありませんでした。この件につきましては早目の補正予算を計上していきたいと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

O 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第42号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(金城 勇) 日程第6 議案第43号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を 議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第43号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第44号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(金城 勇) 日程第7 議案第44号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算 を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第44号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第45号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(金城 勇) 日程第8 議案第45号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算 を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第45号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定 しました。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第9 認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) まず村税についてお伺いをしたいと思います。

村税の不納欠損額が前年度に比べて678%の増ということになっているわけですが、見ていますと、前年度が182万円、平成25年度が1,416万3,000円と、あと端数は切り捨てますが、こういう結果になっていますね、件数も大幅にふえているんですよ。そこでこの村税については、平成23年度の決算の中において、議会で付帯決議をして執行部のほうに送られていると思うんですよ、これは御存じだと思います。そのときの不納欠損の中でも、そのときの付帯決議の中で収入未済額が不納欠損に陥らないよう、あらゆる法令等を検討されたいというような文言も付帯決議しているわけです。これ皆さん、執行部は目を通されていると思うんですね。これだけ、600%以上もふえたということは、果たして研究されているいろやったのかどうか、その辺も疑問なんですが、その検討された結果についてひとつお伺いをしておきたいと思います。

そして決算の数字上からは大きな問題はないんですが、監査委員からの例月出納検査の報告書の中で、これは平成24年12月分の中でも2款1項4目11節、細節5、防災無線電気料を12月分に自主加算金が54円あると、そして6款1項8目11節の5の活性化センターの電気料金、12月分に自主加算額5,768円があるということ、そして平成24年度の平成25年1月分の中でも7款1項2目11節のほうで石山展望台料金に213円あると、自主加算額ですね。なぜそういうことが生じてくるか非常に疑問なんですがね。これは事務の怠慢なんですか。早目に処理すればそういう金額は出ないはずですよ。これ額が多いとか少ないの問題じゃなくて、もうこれ事務に取りかかる姿勢を問うているんですよ、私は。それだけ損害も与えているということになりますよ。そうすると、損害を与えたならば、職員に損害賠償の問題が出てくる可能性もあるんですよ、これ。もっとしっかりした、こうしてやっていただかないと、皆さんこれ、例月検査の報告書が届いた場合に、監査委員からの指摘事項については各課でまとめてやっていると思うんですが、きちんとしたものでやらないと、1回指摘されたら出ないのが当たり前でしょう、何回もこういうことが出てくるということは、これはおかしいですよ、そういうのは。その自主加算額が出ないような対策の方法についてお伺いをしておきます。

次に6款1項5目17節の産業振興関係なんですが、農地等災害復旧工事のための用地購入の件です。これは地方自治法施行令第143条第1項第4号に抵触しているということで、決算意見書にも触れられているし、平成25年5月分、要は出納整理期間、最後の月ですよね。そのときの例月出納検査でもやっております。これは担当職員が起票して、担当課長それからすると財政関係がこうしてやって、恐らく専決事項では副村長まで行かれたと思いますよ。そして最終的には会計管理者で判断して、少なくとも7名ぐらいの手は渡って決裁事務が行われていると見られるんですよね。それだけの手数もかけている経過があるのに、これもう施行令違反ということになってしまったら、この施行令違反というのは、結局は会計年度所属分が違っているよということなんですよ。その時期からつくると、平成24年度の支出はいけませんと、平成25年度になるんじゃないかというのが決算意見書の指摘なんですね。法令はきちんと守るようにしてもらわないといかんし。これはそれなりの事情もおありだと思いますよ、内部での。この事務決裁規定の流れからも、そういうことで、きちんと生じたいきさつと、今後の解釈についてお考えをお聞きしておきたいと思います。

〇 議長(金城 勇) 財務課長。

O 財務課長(山城文子) 前田議員から質疑にありました村税についての説明、不納欠損額について 説明いたします。

一番大きいのが固定資産税で、不納欠損額が1,222万3,373円ということで、これはですね、まず一番 大きいのが1件、1,079万7,000円がありまして、平成22年度まではなかったんですけれども、完納して もらったんですけれども、平成23年度からまた戻ってしまってですね、もとの所有者に戻ってしまって、 その分、いろいろ調査もしたんですけれども、差し押さえするあれもないものですから、年金受給者で ですね、取り押さえられないものですから、一応この分、不納欠損しております。また件数ががばっと ふえているんですけれども、この分については、平成23年度は、固定資産税は件数1人何期分あろうが、 4期分あろうが、1人1件としてとらえていたんですよ。ですけれども、みんな一緒に統一しようとい うことで、平成23年度、村民税のほうは件数でやっているんですけれども、固定資産税が件数になって いなくて、人数になっていまして、それで統一しようということで、したら、そのまま1,304件という 件数になってしまいました。その件ですね、件数がいきなり850から2,079という件数にふえた理由です。 収納対策とかそういうのは検討されているかということなんですけれども、あらゆる方法を使って一応 やってはおります。私たちがやるのは、大体差し押さえですね、去年の差し押さえの件数が、預貯金の 件数75件で、給与の差し押さえが12件、債権とその他が101件、その他債権が14件として押さえていま す。平成23年度に比べては大分、そうですね、約、そのとき平成23年度は40件だったんですけれども、 今は101件となっています。一応、時効消滅する前に必ず照会はかけてやっております。以上で説明を 終わります。

- O 議長(金城 勇) 企画観光課長。
- O 企画観光課長(山城 均) 電気料の期限内支払いができなかったということで、徴収加算金が発生したということで、先ほど前田議員から石山展望台にも1件あるということで、これは企画観光課の所管でございまして、大変申しわけなく思っております。これにつきましては期限付き収納ということで伝票にもありますので、それを過ぎると加算金がかかるということになっております。これにつきましてはいいわけもございません。私たちの事務手続上の問題にございまして、こういうことがないように今後十分気をつけてやっていきたいと、村に無駄な費用の発生がないように徹底して指導していきたいと思いますので、今後の件につきましては御理解いただきたいと思います。
- O 議長(金城 勇) 産業振興課長。
- 〇 産業振興課長(宮城 豊) ただいま前田 孝議員の質疑にお答えいたしたいと思います。

議員の質疑の件については、平成25年7月2日付で監査委員から指摘がございました。経緯に関しましてちょっと御説明いたしたいと思います。この財産購入の土地は災害のあった現場で、用地の購入が必要となったため、3筆の土地の購入を予定し、平成25年3月26日に契約は完了いたしました。登記に関しましては1筆が5月10日、2筆が5月22日となっております。支払いに関しましては、5月31日に支払いを行っております。5月は24年度の出納整理期間最終月であり、急いで平成24年度の支出をしなければならないと。あわてて業務を行ったのは事実でございます。しかしながら、監査委員の御指摘のとおり、地方自治法第143条第1項第4号の規定に抵触するものであり、あってはならないことだと認識をしております。今後はこのようなことが起こらないよう、全職員決裁の段階で確認の強化に努めてまいりたいと考えております。以上です。

- 〇 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。
- O 6番(前田 孝) 経過をお聞きしたんですが、あとは決算委員会でも細かい点はやりたいんですが、この例月出納検査の報告が来て、そういった法令、条例、そういったものに抵触していろいろやっ

ている場合には、やっぱり副村長あたりでその職員をお呼びして、担当課長もして、ソファーに座らさないですよ、気をつけさせてからでもいいですよ、注意喚起しないと直らんですよ。この遅収の問題は平成25年度は余計出ているんですよ、2万7,000円余りの大きいものが、平成25年度は既にもう監査委員から指摘も出ているんですよ。そういう格好で注意喚起してやらないと、これはなくならないと思いますよ、実際。どうですか、監査委員からのそういう例月で指摘等があった場合、事務決裁規定がありますから、その時点時点の最終決裁者はそういうような担当職員等にやっぱり注意喚起を行っていただきたいと思うんですが、そういう取り組みで今後改善をやっていくお考えがありましたら、お伺いをして終わります。

- 〇 議長(金城 勇) 副村長。
- O 副村長(山城清臣) ただいまの御指摘についてはもっともな指摘だと思っております。十分対応 したいと思っております。よろしくお願いします。
- 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。9番 平良嗣男議員。
- 9番 (平良嗣男) 先ほど前田 孝議員からも村税の件がありました。ちょっとだけ村税、それから税全般にまたがることで、これまでも何回もずっと申し上げてきたんですが、今、村税の中で、先ほどあったように1,416万3,564円の不納欠損額、それから収入未済が1,985万5,245円ある。これは、先ほどの答弁でわかっておりますけれども、やはりこの不納欠損、または収入未済というのは、今後は不納欠損の一つの予備群であるわけだから、そこら辺の皆さん方の、各課みんな一所懸命頑張っていることはわかるんですが、そこら辺、最近ちょっと何か弱くなっていないかなと思うんです。税の回収というのは皆さん方一所懸命やられていると思うんですけれども、もっと村長がリーダーシップをもって、副村長あたりが、そこら辺の村税全般にまたがって、結局は滞納している皆さん方というのは同じ人がみんなやっているので、例えば住宅使用料、水道、いろんなものがみんなまたがっている。そこら辺は各皆さん方、前に私申し上げたんだけれども、国保といったら国保だけでやるものじゃない、もちろん国保はやらないといけないんだが、徴収に行く場合には国保もある、使用料としてもある、給食費もある、いろんなものがあるわけだから、名寄せをして、各課みんながわかるような税の回収推進をやらないといかんじゃないかと私は思っているわけです。そこら辺は、十分皆さん方、これから毎週課長会議もやっているはずですから、そこら辺でみんな照らし合わせながら、今後の回収に向けて取り組んでいただきたいと思っております。

それで12款の使用料、手数料ですけれども、住宅使用料、この滞納分が763万7,700円、73件あるわけですが、これはあれなんですか、滞納している皆さん方の、これは何名ほどおってこれだけのものになっているのか、73件とあるんですが、これ73名なのか。あとで答弁してもらいたいんだけれども、そこら辺の皆さんの対応、どういうふうにやっているのか、そこら辺と。または皆さん監査意見書持っているでしょう、これ見たら一番いい。

それと諸収入の中で学校給食費、滞納分が198万5,770円、38件、そこら辺に対して、毎回食べ物は食べて払わないというのは、これはとんでもない話だな。これは真面目に払っている皆さん方に対しても大変失礼。子供たちには責任がないわけよ。だからそこら辺は、皆さん方一所懸命やられているのは大体わかるんですけれども、もう少し力を入れて対応していかないといかんじゃないのかなと思っているんです。そこら辺だけ確認しておきたいんですが、答弁願いたいと思います。

- 〇 議長(金城 勇) 副村長。
- 副村長(山城清臣) 平良嗣男議員の質疑にお答えいたします。

最初に村税だけじゃなくて、他の滞納分を含めて合理的な対応がとれないかという話でございましたけれども、全くおっしゃるとおり、村税以外も含めて他の滞納も含めて一緒に徴収体制ができないかどうか、しっかりと内部で検討していきたいと思っております。

- 〇 議長(金城 勇) 建設環境課長。
- 建設環境課長(大嶺 実) 平良嗣男議員の質疑にお答えします。

公営住宅の滞納は、平成24年度決算にも950万円余りあるんですが、去る5月において、平成25年度の村の政策説明会においても、私は強くこの問題を大きく重視しておりまして、1円でも多く回収するように職員にも指示して、私も一緒になって滞納整理に当たっているところなんですが、現在のところ、今、決算で954万5,800円なんですけれども、8月末現在におきまして、その分、10%、95万円ぐらいは回収しております。そのうち、954万5,800円のうち、既に退去されている方が5世帯おりまして、その金額が230万円余りなんですけれども、全体の24.7%を占めております。既に退去されている方のですね。この5名の方については、現年度も滞納がないものですから、どうにか返済できないかということで重ね重ねお願いしたところで、2人の方から先月から払っていただくことになっております。滞納問題は本当に個人個人の支払いの、払えない事由もありますけれども、強行にいけばまたいろいろありますので、柔軟な姿勢も大切でございます。長い付き合いになるかもしれませんけれども、本人の払うように、最大限努力して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと水道の件に関しても同じことと言えるんですけれども、全力を尽くして取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

- 〇 議長(金城 勇) 教育課長。
- O 教育課長(新城 寛) 給食費の件につきまして、平成22年度、23年度はゼロになっているわけですが、今年度、平成24年度の決算において6件ほどの徴収が取れなかったということで、センター長を初め、我々職員でもう一度、再度手綱を引き締めてというか、そういうような形で徴収業務を頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- 〇 議長(金城 勇) 9番 平良嗣男議員。
- 9番(平良嗣男) 住宅使用料、皆さん方、一所懸命頑張って回収もやるということであるということなので、先ほど課長からあったように、相手があることですから、これは人、一人一人みんな違いますから、その人の経済力、いろんな問題があります。その中においての回収方法というのはその人に合った回収方法をやっていかないといけないでしょう。そこら辺をこまめに、粘り強くやってもらいたいと思っております。

それから学校給食費は、皆さん方御存じのように、これは学校給食法の第6条でうたわれていますよね。これはいわば整備費や人件費、運営費などを除いた食材費、もちろんこれは保護者の負担ですよとうたわれているわけだから。これまでは卒業してもどこというのはたくさんありましたよね。これ本当は時効から考えるともう2カ年しかないわけだから、実際もう時効なんですよね。しかしながら取らないわけにいかないわけです。そこら辺はだからね、何でも、全体においてもそうですが、たまらないうちに早め早めの対応をしないと金額が多くなったらだれだって払いきれないですよ、難しいわけですよ。その対策というのを今後ちゃんとやってもらいたいと思っているわけです。とにかく徴収というのは、

これはもう大変、債権関係は人によっていろんな人間がおりますから、回収というのは難しいですよ。 そこら辺また人かわればやりやすい。そういうところも含めながら回収方法を考えて取り組んでいけた らと思いますので、大変御苦労ですが、ぜひ回収に励んでいただきたいと希望して終わります。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第10 認定第2号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決 算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

- 9番 平良嗣男議員。
- 9番 (平良嗣男) 国保の決算認定の中で、1款の国民健康保険税、これが不納欠損として、不納欠損で落とすということで、結局368万4,800円を不納欠損で落とすとあるんですよね。そこら辺の状況、その経緯、落とす前にやるべきものがなかったのかどうか。特に国保などは病弱で働けなくて、収入がないとか、こういう方々もたくさんおるでしょうけれども、その落とす以前の皆さん方のこれまでの取り組み、対策等はどうだっただろうか、そこら辺をお伺いしたいと思います。
- O 議長(金城 勇) 住民福祉課長。
- O 住民福祉課長(大城 武) 平良嗣男議員の質疑にお答えします。

滞納者に対しましては、常に家庭訪問とかで分納相談とかいろいろ相談しながら、やっぱりこの方の生活状況も見ながら、いろいろ相談していっているわけなんですが、なかなか納めきれないという状況がかなりありまして、それがそのまま不納欠損につながるようなことが多い状況です。この生活困窮者に対して、生活保護とかそこら辺の話もいろいろ相談していく中で出てくるものですから、そこら辺は福祉係とも連携しながら進めていくような状況になっています。以上です。

○ 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

〇 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第2号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、8 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第11 認定第3号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決 算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第3号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、8 人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第12 認定第4号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出 決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第4号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、 8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(金城 勇) 日程第13 認定第5号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 確認のためにお伺いしておきたいんですが、3ページの収入未済額、マイナス

4万9,776円とあるんですが、収入未済額にマイナスがついている理由を教えていただけますか。

- O 議長(金城 勇) 住民福祉課長。
- **住民福祉課長(大城 武)** 前田 孝議員の質疑にお答えします。

これは主に特別徴収でもって年金から保険料が徴収されてくるものですから、この方が年度の途中に 亡くなった場合に、特に2月、3月に亡くなった場合には既に納められているものを還付しなければい けない状態が出てくるものですから、この還付金が今のような形、調定額より多く納められている状況 で出てきております。これが年度内、出納期間内に処理できたらいいんですけれども、ほとんどが出納 期間内に処理できなくて、後からの還付請求とかが多いものですから、こういった状況になっています。 以上です。

- 〇 議長(金城 勇) 6番 前田 孝議員。
- 6番(前田 孝) 本来でしたら、保険料の還付金の歳出のほうでやるべきですが、収入のほうで 結果は相殺しているという格好になるわけでしょうか。
- O 議長(金城 勇) 住民福祉課長。
- **住民福祉課長(大城 武)** 収入のほうで相殺する形になっているものですから、こういった形にあらわれます。以上です。
- O 議長(金城 勇) ほかに質疑ありませんか。 (発言する者なし)
- 議長(金城 勇) これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって認定第5号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、 8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

〇 議長(金城 勇) 休憩します。

(午前10時57分)

O 議長(金城 勇) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時07分)

◎諸般の報告

O 議長(金城 勇) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、 その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に具志堅朝秀議員、副委員長に平良嗣男議員、決算審査特別委員会委員長 に平良嗣男議員、副委員長に新城一智議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎休会について

○ 議長(金城 勇) お諮りします。委員会審査のため9月14日、15日及び16日の3日間は、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって9月14日、15日及び16日の3日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長(金城 勇) 以上で本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これで散会します。

(午前11時08分)

平成25年第6回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成25年9月19日

- 1. 開議、閉会の日時
 - 開 議(平成25年9月19日 午後3時00分)
 - 閉 会 (平成25年9月19日 午後3時50分)
- 2. 出席議員(10名)

1番議員	大	城	佐	_	6番議員	前	田		孝
2番議員	新	城	_	智	7番議員	安	里	重	和
3番議員	平	良	英	勝	8番議員	具志	三堅	朝	秀
4番議員	東		武	久	9番議員	平	良	嗣	男
5番議員	宮	城	辰	德	10番議員	金	城		勇

3. 欠席議員(0名)

なし

- 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。 な し
- 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長神里富松 主 事 松川雄太

6. 議事日程(第4号)

日程番号	事件番号	件 名	摘要
1	議 案 第39号	兼久橋橋梁掛替工事請負契約について	委員長報告 質疑~表決
2	議 第 4 0 号	大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑~表決
3	議 第 4 1 号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)	委員長報告 質疑~表決
4	議 案 第 4 2 号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	委員長報告 質疑~表決
5	議 案 第 4 3 号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	委員長報告 質疑~表決
6	議 案 第 4 4 号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1 号)	委員長報告 質疑~表決
7	議 案 第 4 5 号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号)	委員長報告 質疑~表決
8	認 定第 1 号	平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑~表決
9	認 定第 2 号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について	委員長報告 質疑~表決
10	認 定 第 3 号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について	委員長報告 質疑~表決
11	認 定 第 4 号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認 定について	委員長報告 質疑~表決
12	認 定 第 5 号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について	委員長報告 質疑~表決
13	決議案第3号	平成24年度決算に対する付帯決議	提案説明付託省略
14	陳 第 1 0 号	県産品の優先使用について	委員長報告 質疑~表決
15	陳 第 1 3 号	北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請 決議について(依頼)	委員長報告 質疑~表決
16	決議案第4号	県産品の優先使用に関する決議	提案説明 付託省略
17	決議案第5号	北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請	提案説明 付託省略
18	意 見 案 第 9 号	道州制導入に断固反対する意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

O 議長(金城 勇) こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

(午後 3時00分)

◎議案第39号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

O 議長(金城 勇) 日程第1 議案第39号 兼久橋橋梁掛替工事請負契約についてを議題とします。 委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

> 大議第109号 平成25年9月18日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

経済建設常任委員会 委員長 宮 城 辰 德

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事	事件の番号	件名	審査の	つ結果
詩	養案第39号	兼久橋橋梁掛替工事請負契約について	可 全会	決 一致

(宮城辰德経済建設常任委員会委員長 登壇)

O 経済建設常任委員会委員長(宮城辰德) ただいま議題となりました議案第39号について、経済建 設常任委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長及び建設環境課長の出席を 求め、9月12日午後1時30分から審査をいたしました。

まず議案第39号 兼久橋橋梁掛替工事の請負契約について報告します。

本件は、村道大宜味大兼久線に架設されている竣工から約45年経過した老朽化が進行した危険な状態にある兼久橋の架けかえ工事で、地域交通の安全確保と利便性の向上の観点から早急な整備が必要な工事の請負契約です。

工事の概要は、橋梁架けかえ延長7.7メートル、幅員6.2メートル、高さ4.73メートル、車道幅員5 メートル、下段6個、上段6個の連結方式で平成25年度社会資本総合整備事業により整備するものであります。 請負契約金額は5,670万円、契約の相手は有限会社山城建設、工期は平成25年9月25日から平成26年2月28日までとなっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。 よろしく御審議のほどお願い申し上げまして報告を終わります。よろしくお願いします。

O 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第39号 兼久橋橋梁掛替工事請負契約についての委員長の報告に対する質疑を行います。 質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号 兼久橋橋梁掛替工事請負契約について討論を行います。討論ありませんか。 (発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 兼久橋橋梁掛替工事請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第39号 兼久橋橋梁掛替工事請負契約については、委員長の報告のとおり可決されま した。

◎議案第40号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第2 議案第40号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例を議 題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第110号 平成25年9月18日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会 委員長 新 城 一 智

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により 報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
举安 约 40 円	- 大学吐牡母辛形式甘入久園の、如わみエオス久園	原案可決
議案第40号	大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例	全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

O 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました議案第40号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長及び財務課長の出席を求め、 9月12日午前10時から審査を行いました。

議案第40号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、大保ダム完成に伴い第1条、第2条中の文言の整理及び第2条に第2項として「前項に定めるもののほか、予算で定める額を基金に積み立てることができる。」を追加する改正であります。

なお、本条例は公布の日から施行することとなっております。

質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げ、報告を終わります。よろしくお願いします。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第40号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第40号 大宜味村財産形成基金条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり 可決されました。

◎議案第41号~議案第45号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

O 議長(金城 勇) 日程第3 議案第41号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算、日程第4 議 案第42号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第5 議案第43号 平成25年度大 宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第6 議案第44号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特 別会計補正予算及び日程第7 議案第45号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5 件についてを一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第111号 平成25年9月18日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

予算審查特別委員会 委員長 具志堅 朝 秀

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第41号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算(第4号)	原案可決
成采 第41万	一十成20十度八直外的一般云司福正了异(第4万)	全会一致
議案第42号	平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決
→ → → → → → → → → → → → → → → → → → → 	(第1号)	全会一致
議案第43号	平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決
一 战 采另40万	(第2号)	全会一致
議案第44号	平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決
職采界44万	(第1号)	全会一致
議案第45号	平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決
一 一 一 一	(第1号)	全会一致

(具志堅朝秀予算審查特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(具志堅朝秀) ただいま議題となりました議案第41号から議案第45号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、9月11日午後1時30分から審査を行いました。

議案第41号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算、議案第42号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、議案第43号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、議案第44号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第45号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第41号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。 質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。 (発言する者なし)

O 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第41号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されま した。

これから議案第42号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第42号 平成25年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成25年度大官味村簡易水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第43号 平成25年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第44号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の委員長の報告に対する 質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第44号 平成25年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算は、委員長の報告のと おり可決されました。

これから議案第45号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の委員長の報告に対する 質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の討論を行います。討論 ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第45号 平成25年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算は、委員長の報告のと おり可決されました。

◎認定第1号~認定第5号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第8 認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9 認定第2号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第3号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第4号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第12 認定第5号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大議第112号 平成25年9月18日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

決算審査特別委員会 委員長 平 良 嗣 男

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により 報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
認定第1号	平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定につい	認定
心足另1万	て	全会一致
認定第2号	平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決	認定
	算認定について	全会一致
認定第3号	平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決	認定
	算認定について	全会一致
認定第4号	平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出	認定
	決算認定について	全会一致
認定第5号	平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出	認定
	決算認定について	全会一致

(平良嗣男決算審查特別委員会委員長 登壇)

○ 決算審査特別委員会委員長(平良嗣男) ただいま議題となりました認定第1号から認定第5号までの5件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月13日、18日の2日間にわたり説明員として副村長及び関係課長等の出

席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているかどうか、質疑においては村長及び教育長の出席のもと審査を行いました。

さらに17日には、平成24年度からの繰越事業のうち、現時点で未完成の村道謝名城災害復旧工事、村道大宜味線災害復旧工事(1工区)、結の浜公園整備、さらに旧友善ホテル道路の現地視察を行ってまいりました。

認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、質疑の概要について説明します。収入確保の面から少額訴訟制度などを活用できないかとの質疑に対し、個別徴収に力を入れていきたい。滞納者の個々の整理をしっかりやって事を進めていきたいとの答弁でした。

なお、一般会計特別会計決算審査意見書の34ページの6款農林水産業費に記載されたとおり、地方自 治法施行令第143条第1項第4号に抵触するものがあることから、本認定に対し、別紙のとおり付帯決 議を付すことに決定しました。

討論はなく、全会一致をもって原案のとおり原案のとおり認定すべきものと決定しました。

なお、認定第2号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、質疑、討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げましたが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。よろしくお願いします。

O 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第1号 平成24年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに 決定しました。

これから認定第2号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を 行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第2号 平成24年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認 定することに決定しました。

これから認定第3号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を 行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第3号 平成24年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認 定することに決定しました。

これから認定第4号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての委員 長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決

します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第4号 平成24年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、 認定することに決定しました。

これから認定第5号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての委員 長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって認定第5号 平成24年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、 認定することに決定しました。

◎決議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(金城 勇) 日程第13 全員発議により提出されました決議案第3号 平成24年度決算に対する付帯決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

(6番 前田 孝議員 登壇)

○ 6番(前田 孝) それでは提案申し上げます。

決議案第3号 平成24年度決算に対する付帯決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年9月19日

大官味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 平良英勝 宮城辰德 新城一智 具志堅朝秀 安里重和 東 武久 大城佐一 替成者 平良嗣男

提案理由 自主財源の確保に最大限の努力を求めるため。

それでは決議案を朗読いたします。

平成24年度決算に対する付帯決議

1. 一般会計について

収入未済額が1億6千990万4千201円もあり、大宜味村税等収納率向上対策本部設置要綱及び大宜味 村税等収納率向上対策班設置要領に基づき、自主財源の確保に最大限の努力が必要である。

また、これらの収入未済額が不納欠損処分に陥らないよう、あらゆる法令等を研究検討されたい。

なお、地方自治法施行令第143条第1項第4号に抵触するものがあることは遺憾である。今後、このようなことが起こらぬよう、決済事務に最善の注意を図っていただきたい。

2. 特別会計について

国民健康保険特別会計における収入未済額及び不納欠損額、簡易水道事業特別会計の収入未済額についても、一般会計で述べたように同様の対処をされたい。

平成25年9月19日 大宜味村議会

あて先 大宜味村長

以上でございます。よろしくお願いいたします。

O 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

決議案第3号 平成24年度決算に対する付帯決議は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって決議案第3号 平成24年度決算に対する付帯決議は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第3号 平成24年度決算に対する付帯決議を原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって決議案第3号 平成24年度決算に対する付帯決議は、原案のとおり可決されました。

◎陳情第10号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

O 議長(金城 勇) 日程第14 陳情第10号 県産品の優先使用について(要請)を議題とします。 委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。 大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

経済建設常任委員会 委員長 宮 城 辰 德

陳情審查報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理	受 理	件名	審書	室の	委員会の意見	措	置
番号	年月日	件 有	結	果	安貝云の忠元	1日	但 .
10	平成25年	県産品の優先使用について(要	採	採択	決議案の採択が		
10	7月10日	請)	1木	<i>5</i> (妥当との意見		
		「森林吸収源対策及び地球温暖化					
12	平成25年	対策に関する地方財源確保のため	審議未了				
	8月14日	の意見書採択」に関する陳情につ					
		いて(ご依頼)					

(宮城辰德経済建設常任委員会委員長 登壇)

O 経済建設常任委員会委員長(宮城辰德) ただいま議題となりました陳情第10号 県産品の優先使用について(要請)について、9月12日午後1時30分から審査をした結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第10号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、また陳情第10号の採択に関連いたしまして、決議書の採択が妥当との意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告を終わります。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第10号 県産品の優先使用について(要請)の委員長の報告に対する質疑を行います。 質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- O 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 - これから陳情第10号 県産品の優先使用について(要請)の討論を行います。討論ありませんか。 (発言する者なし)
- O 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第10号 県産品の優先使用について(要請)を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を採択することに賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって陳情第10号 県産品の優先使用について(要請)は、採択することに決定しました。

◎陳情第13号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

O 議長(金城 勇) 日程第15 陳情第13号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請決議について(依頼)を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第114号 平成25年9月18日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会 委員長 新 城 一 智

陳情審查報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理	受 理	件名	審了	室の	委員会の意見	措置
番号	年月日	件 名	結	果	安貝云の思兄	措置
13	平成25年 8月20日	北部地域(やんばる)における基 幹病院の創設に関する要請決議に ついて(依頼)	採	択	決議案の採択が 妥当との意見	沖縄県知事へ要請 決議書送付

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

O 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました陳情第13号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請決議について(依頼)、9月12日午前10時から審査をした結果、お手元に配布してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第13号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、また採択に関連しまして要請決議を行い、沖縄県知事へ要請を行うことが必要との意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げ、報告を終わります。よろしくお願いします。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第13号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請決議について(依頼)の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第13号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請決議について(依頼)の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第13号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請決議について(依頼)を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって陳情第13号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請決議について (依頼) は、採択することに決定しました。

◎決議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(金城 勇) 日程第16 全員発議により提出されました決議案第4号 県産品の優先使用に 関する決議を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。宮城辰徳議員。

(5番 宮城辰德議員 登壇)

○ 5番(宮城辰德) 決議案第4号 県産品の優先使用に関する決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年9月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 宮城辰德 前田 孝 具志堅朝秀 安里重和 平良英勝 新城一智 東 武久 大城佐一 賛成者 平良嗣男

提案理由 県産品奨励運動を進めて、域内の経済循環を高め、地域活性化に直接つながる地場産業の 振興を図るため。

県産品の優先使用に関する決議

県産品奨励運動は、県産品の需要拡大を図ることによって、県内企業の育成強化と雇用拡大を促進し、 もって県経済の活性化を推進することを目的として、業界、行政及び消費者団体などで進めている。

県は自立型経済の構築に向け、昨年度「21世紀ビジョン基本計画」をスタートさせた。本計画における産業振興では、「ものづくり産業の振興」「県産品の販路拡大と地域ブランドの形成」といった地場産業振興に向けた事業を強く進めることになっている。

地場産業発展の根幹を担うのは県産品の愛用であり、県産品の愛用は地域経済の活性化と地域の雇用に大きく寄与しており、計画の実現に向けて今まで以上に全県民一体となって取り組む必要がある。

このことから、本県の自立型経済を確立するためには、県産品奨励運動を進めて、域内の経済循環を高め、地域活性化に直接つながる地場産業の振興を図ることが最も有効な手段となっている。

よって、大宜味村議会は、地産地消を推進し県産品を優先して使用するようここに決議する。

平成25年9月19日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから決議案第4号の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

決議案第4号 県産品の優先使用に関する決議は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託 を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって決議案第4号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第4号 県産品の優先使用に関する決議を採決します。

原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって決議案第4号 県産品の優先使用に関する決議は、原案のとおり可決されました。

◎決議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(金城 勇) 日程第17 全員発議により提出されました決議案第5号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

O 2番(新城一智) 決議案第5号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請 上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年9月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 新城一智 平良英勝 前田 孝 宮城辰德 具志堅朝秀 安里重和 東 武久 大城佐一 賛成者 平良嗣男

提案理由 長く続いている北部医療の機能縮小の流れを止めるため。

北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請

医療は、教育等とともに住民が安心して暮らしていくための不可欠にして最重要な基本的社会資本である。政治・行政に携わる者にとっては、絶えずその整備強化を図っていく責務がある。

近年、全国的に病院経営が厳しくなっており、特に医師や看護師等の専門職の偏在などから、都市部から離れた圏域に存在する中小病院においては専門職の確保ができず、基幹病院としての機能を十分に発揮できないでいる。北部医療圏域においても全国と同様な困難に直面し、県立病院において産科医、小児科医、内科医、外科医等の専門職の確保ができず、機能縮小せざるを得ない状況に陥っており、そのことが残った医師の疲弊感をさらに増幅させるといった悪循環をもたらしている。

また、診療機能が十分に確保できないため、地域の患者の20%以上が中南部の病院に受診せざるを得ない状況を作り出しており、患者のみならず家族にとっても身体的・経済的に大きな負担となっている。さらに、北部医療圏は、沖縄本島の約半分を占めるとともに3離島村を含めて構成されており、その広い地域に住民が散在して生活を営んでいるため、都市地区との医療格差が生じている。

このような状況は、北部住民にとって決して看過できるものではなく、地域住民の安全と安心な暮らしを守るためにも、沖縄県が主導して地域と議論しながら新たな抜本的な解決策を早急に模索していく必要がある。

今般、改定された沖縄県保健医療計画(第6次)において、北部医療圏の課題解決に向けて、県立北部病院及び北部地区医師会病院の病床を活用した新たな基幹的病院構想等を含めた広範な議論を行うことが求められている。

よって、大宜味村議会は、この長く続いている北部医療の機能縮小の流れを止めるため、下記の機能 を有した新たな基幹病院(マグネット病院)の設立を強く要請する。

記

- 1、500床規模の機能集約病院であること。
- 2、多様な病気に対応できる地域完結型の機能を持つこと。
- 3、専門医から研修医・学生まで育てていく教育機能を持つこと。
- 4、安心して産み育てることができる十分な産婦人科・小児科の機能を持つこと。
- 5、ドクターへリの機能を有する救急救命病院であること。
- 6、離島・僻地診療所への医師派遣等のバックアップ機能を持つこと。
- 7、災害発生時の対応ができる病院であること。

以上、決議する。

平成25年9月19日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 沖縄県知事

よろしくお願いします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 - これから決議案第5号の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

決議案第5号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請は、会議規則第39条第3

項の規定によって委員会付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって決議案第5号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第5号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請を採決します。 原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって決議案第5号 北部地域(やんばる)における基幹病院の創設に関する要請は、原案のと おり可決されました。

◎意見案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 日程第18 全員発議により提出されました意見案第9号 道州制導入に断固反 対する意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。平良英勝議員。

(3番 平良英勝議員 登壇)

○ 3番(平良英勝) 意見案第9号 道州制導入に断固反対する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年9月19日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 平良英勝 新城一智 前田 孝 宮城辰德 具志堅朝秀 安里重和 東 武久 大城佐一 賛成者 平良嗣男

提案理由 多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めるため。

道州制導入に断固反対する意見書

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然としてみられ、 また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、 衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きをみせている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食料供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、大宜味村議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年9月19日 沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 内閣副総理大臣 内閣官房長官 総務大臣 よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから意見案第9号の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第9号 道州制導入に断固反対する意見書は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付 託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第9号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第9号 道州制導入に断固反対する意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定すること御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって意見案第9号 道州制導入に断固反対する意見書は、原案のとおり可決されました。

O 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

O 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第6回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 3時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員